

# 第1編

## 総論



# 第1章 計画の概要

## 第1節 | 計画策定の趣旨

本市は「第五次長期総合計画（前期基本計画）」を令和3年3月に策定し、将来都市像に掲げた「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現に向けて、計画的なまちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来、社会構造の変化等による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化、デジタル化への対応やDX(\*1)の推進、カーボンニュートラルやGX(\*2)の推進など、地域や行政が抱える課題は多岐にわたり、地方自治体にはより一層の柔軟な対応が求められています。

このような情勢を踏まえ、社会潮流の変化や複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し、市民や事業者等との協働によるまちづくりを推進するため、前期基本計画に続き、基本構想の目標年度である令和12年度までの行政運営の目標や基本的な方針、主要施策等を明らかにした後期基本計画を策定しました。

また、目指す方向性の整合性を確保し、一貫性のある行政運営につなげるため、「国土強靱化地域計画」及び「デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定しました。

「国土強靱化地域計画」については、前期基本計画より一体的に策定していましたが、令和5年に閣議決定された「国土強靱化基本計画」等、昨今の国の動向を踏まえ内容を更新しています。

「デジタル田園都市構想総合戦略」については、本市ではこれまで、その前身となる「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を個別に策定していましたが、国の「デジタル田園都市国家構想」の考え方を組み入れるに際して、効果的な計画策定を企図し一体的に策定することとしました。

### ● まちづくりの理念

- 1 みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり
- 2 安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくり
- 3 地域に根づく文化や産業と自然をいかした個性あるまちづくり
- 4 計画的に進める、持続可能で効率的なまちづくり

(\*1) DX (デジタル・トランスフォーメーション)：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(\*2) GX (グリーン・トランスフォーメーション)：産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す取組のこと。

## 第2節 | 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。

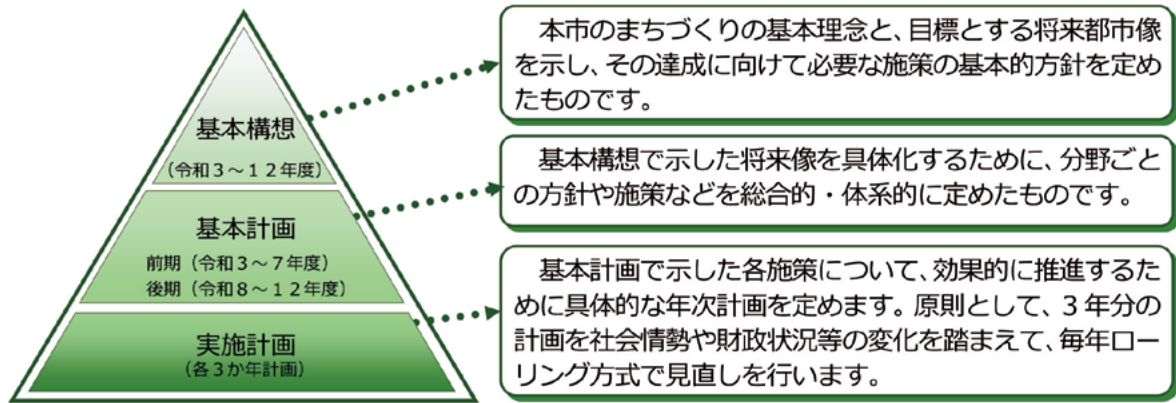


図1 - 1 本計画の構成

後期基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年の計画です。また、実施計画は具体的な3年分の計画を策定し、毎年ローリング方式で見直しを行います。

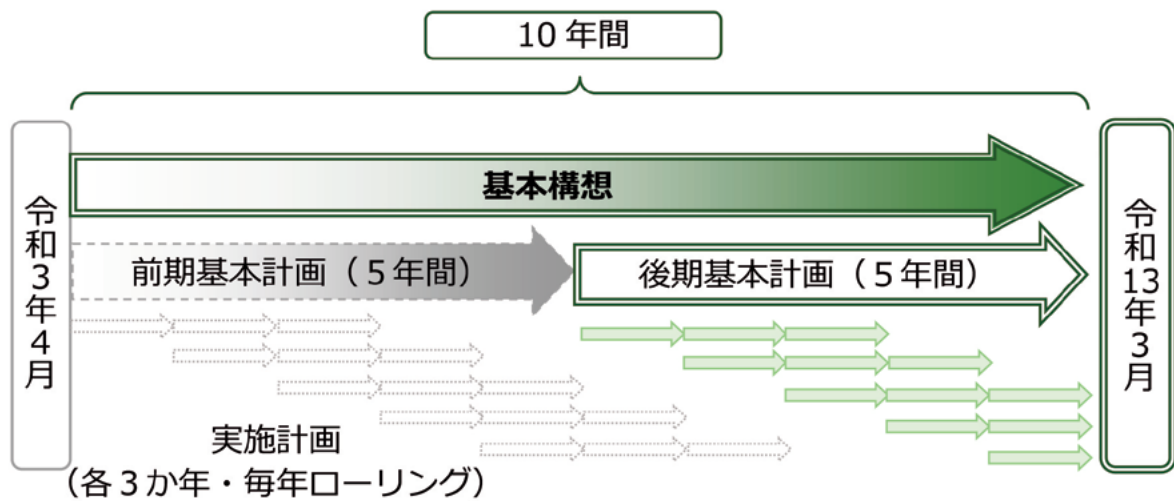


図1 - 2 本計画の期間

## 第2章 計画の背景と課題

### 第1節 | 本市の概況

#### 1 位置・地勢

本市は、新宿副都心から約30km西側、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に隣接しています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵には、市内外から多くの人々が訪れている都立野山北・六道山公園や市立野山北公園があります。

狭山丘陵の麓から南には武蔵野台地が広がり、宅地と畑（野菜、茶、果樹園など）がその多くを占めています。

また、瑞穂町の狭山池を源とする多摩川水系の残堀川と本市を源とする荒川水系の空堀川の2本の一級河川が、市の北側から南東に向けて流れています。



図2-1 武蔵村山市の位置

#### 2 市の沿革

武蔵野台地の西辺に位置する狭山丘陵の周辺は、古くから村山郷と呼ばれており、地名の起こりは、狭山丘陵の峰々を指した「群山（むれやま）」がなまって「村山」になったといわれています。

平安時代末期には、武蔵七党の一つである武士団「村山党」がこの地に生まれ、鎌倉時代に書かれた「吾妻鏡」にその名が登場し、「村山」の名が文献に刻まれました。

江戸時代には、中藤村、横田村、三ツ木村、岸村の4村が成立し、以後、幾多の変遷を経て各村は合併し、大正6年に一つの村となり、村山郷にちなんで「村山村」となりました。

その後、昭和29年に町制を施行し「村山町」となりました。

さらに、都内最大の都営村山団地の建設等により人口が急増し、この人口増加に伴って、昭和45年11月3日、市制施行により「武蔵村山市」が誕生しました。

市制施行後は、昭和52年に新市庁舎が完成し、昭和55年の市制施行10周年には武蔵村山市民憲章を制定しました。

また、この年には市民の足として欠かすことのできない市内循環バスの運行を開始しました。

さらに、昭和59年には「非核平和都市宣言」を行いました。

平成2年には市制施行20周年を機に、長野県栄村と姉妹都市提携を行い、平成8年には、市民との連携により「心から住んでよかったと思えるまちづくり」を推進するために、「ふれあいまちづくり宣言」を行いました。そして、平成14年には市民憩いの施設である村山温泉「かたくりの湯」をオープンし、平成26年に、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営み「にぎわいと活力あるまちづくり」を推進するために、「スポーツ都市宣言」を行いました。

令和2年11月3日には市制施行50周年を迎え、令和4年には、カーボンニュートラルの推進に向け、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

令和7年3月6日には東京都において、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画決定の告示が行われ、同年11月27日には国土交通省から都市計画事業の認可を取得し、事業に着手することが公表されるなど、多摩都市モノレール延伸事業は着実に前進しています。

## 3 人口

### (1) 総人口・世帯数

本市の人口は、昭和40～45年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成7年に一度ピークを迎えました。その後、一旦減少傾向を示した後、平成14年頃から再び増加傾向に転じましたが、令和元年以降は減少傾向にあります。

令和7年10月1日現在の総人口は70,434人で、世帯数は33,370世帯となっています(図2-2参照)。

(各年10月1日現在)

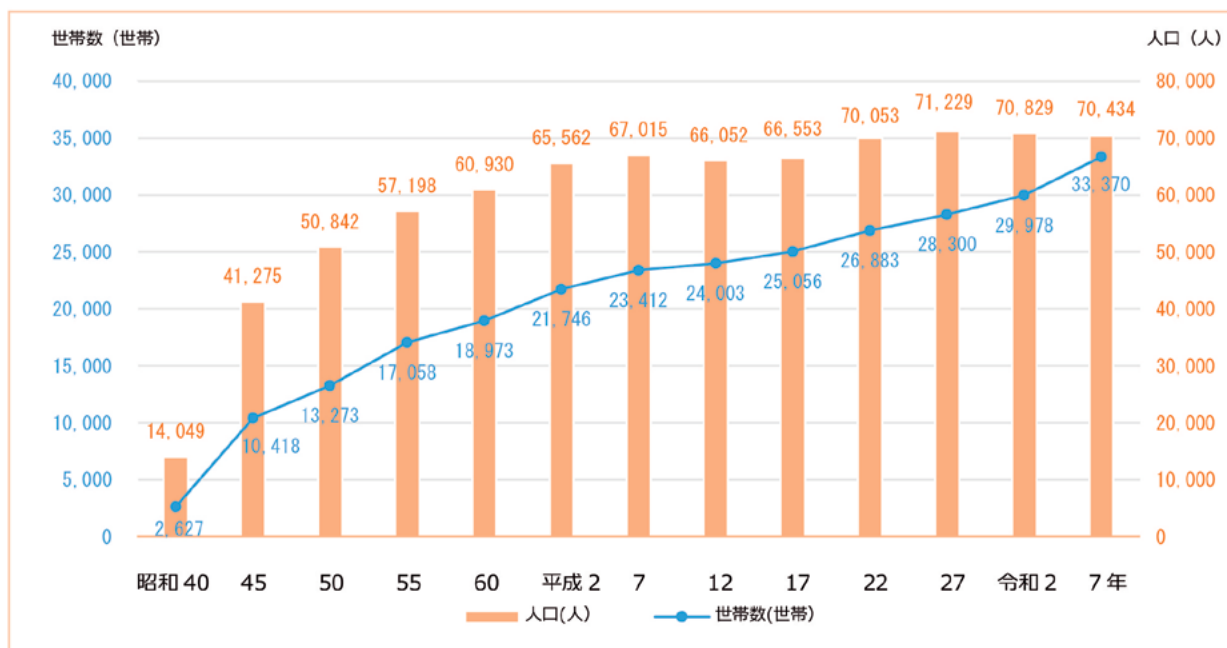


図2-2 総人口・世帯数の推移

出典 令和2年までは国勢調査、令和7年は住民基本台帳

## (2) 年齢3区分別人口

65歳以上の人口（高齢者人口）が増加傾向又は横ばいで推移する一方で、0～14歳の人口（年少人口）は減少傾向を示しています。また、15～64歳の人口（生産年齢人口）については令和4年頃から緩やかな増加傾向を示しています（図2-3参照）。

年齢3区分別人口の割合としては、生産年齢人口が最も多く約6割、次いで、高齢者人口が約3割、年少人口が約1割となっています（図2-4参照）。

（各年10月1日現在）

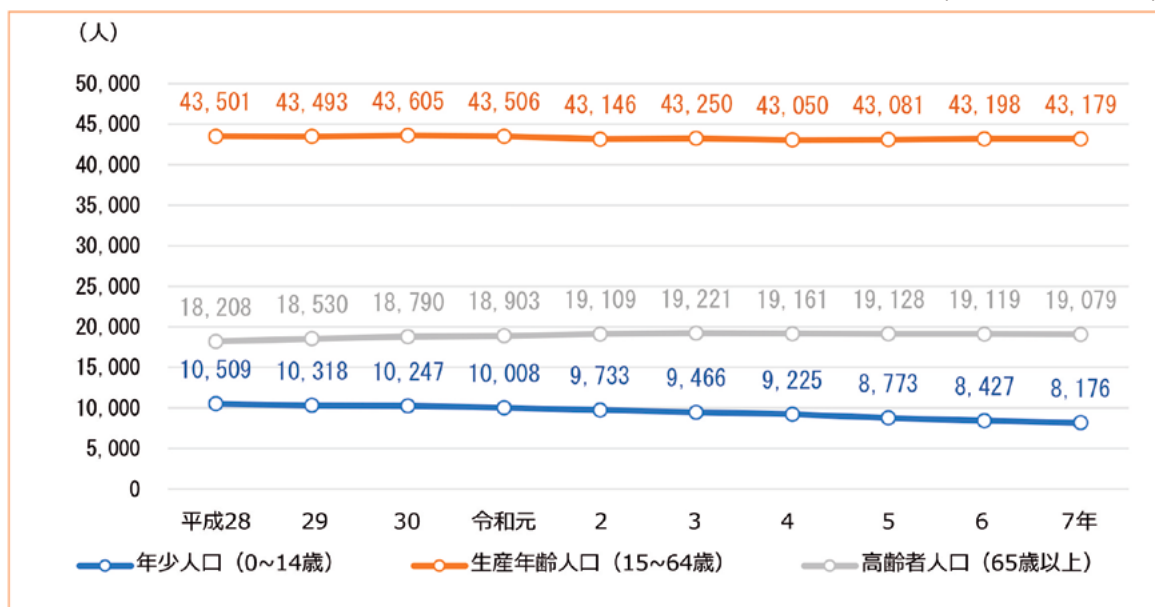


図2-3 年齢3区分別人口の推移

出典 住民基本台帳

（各年10月1日現在）

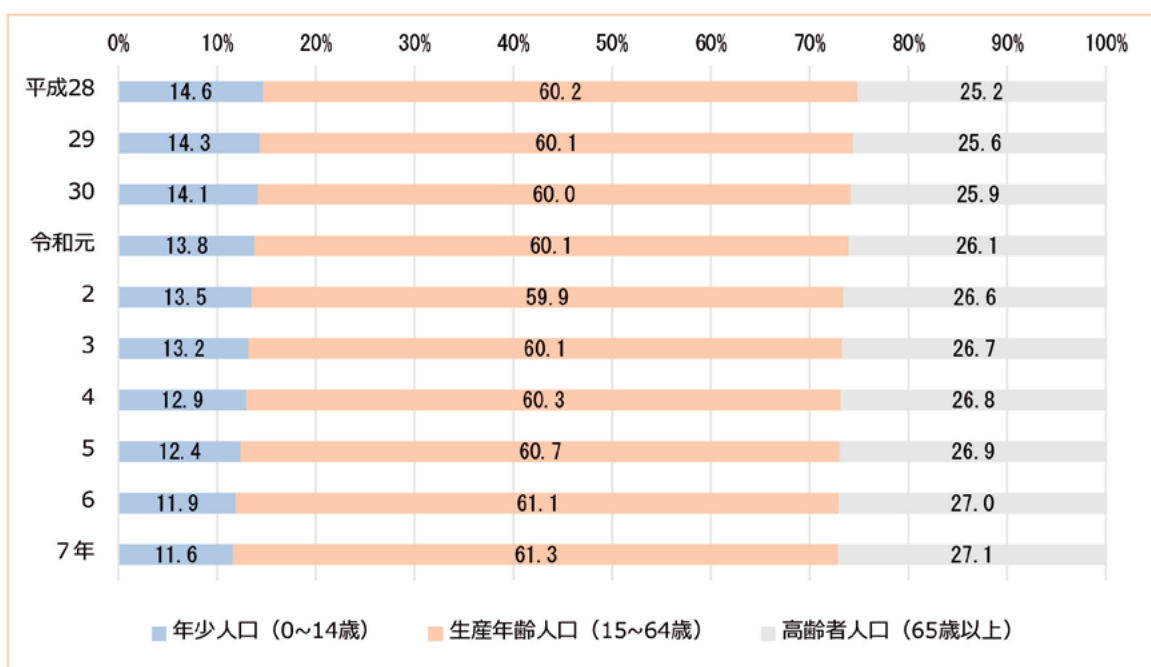


図2-4 年齢3区分別人口の割合の推移

出典 住民基本台帳

### (3) 人口動態の状況

自然動態については、出生数は減少傾向で推移する一方、死亡数は増加傾向で推移しており、自然減の状況が続いています。

社会動態については、令和元年まで社会増の状況が続いていましたが、以降は社会減と社会増を繰り返しています。

人口増減については、令和元年以降、減少傾向で推移しています（表2-1、図2-5参照）。

過去5年間（令和2年～6年）の年代別転入者・転出者数の平均については、0歳～4歳、30歳～39歳において、転出者数に比べて転入者数が多い状況になっています。一方、20歳～29歳については、転出超過の状態にあります（図2-6参照）。

表2-1 自然動態及び社会動態の人口推移 (人)

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成26年	523	599	△76	3,096	3,097	△1	△77
27年	549	621	△72	3,378	3,155	223	151
28年	497	655	△158	3,390	3,237	153	△5
29年	494	721	△227	3,677	3,199	478	251
30年	551	707	△156	3,237	3,024	213	57
令和元年	466	684	△218	3,209	3,155	54	△164
2年	472	683	△211	2,822	2,970	△148	△359
3年	418	731	△313	2,949	2,787	162	△151
4年	403	829	△426	2,923	3,073	△150	△576
5年	342	833	△491	3,184	2,971	213	△278
6年	324	812	△488	3,040	2,874	166	△322

出典 住民基本台帳

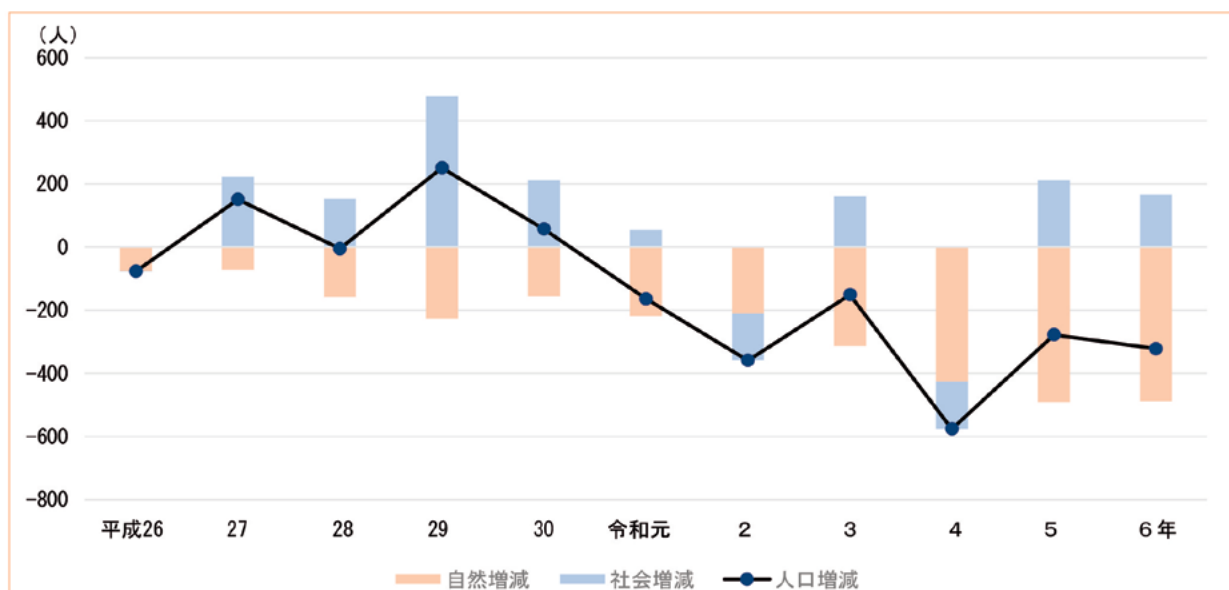


図2-5 自然動態及び社会動態の人口推移

出典 住民基本台帳

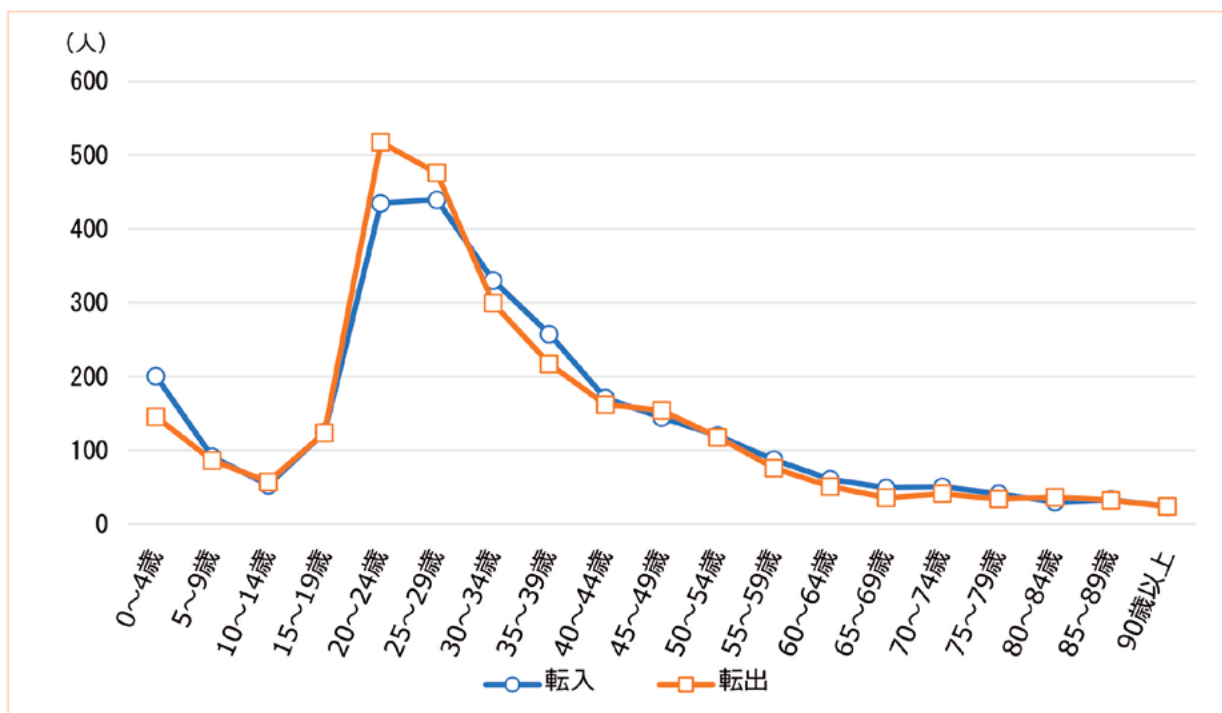


図2-6 過去5年間(令和2年~6年)の年代別転入者・転出者数の平均

出典 住民基本台帳

## (4) 昼夜間人口

昼夜間人口の推移については、昼夜間人口比率が100%を下回っており、昼間における人口流出の傾向が見られるものの、近年の昼夜間人口比率は上昇傾向を示しています（図2-7参照）。年齢・性別ごとでは、昼間における生産年齢の男性の流出の割合が高く、ベッドタウン（\*3）としての性格が見られます（図2-8参照）。

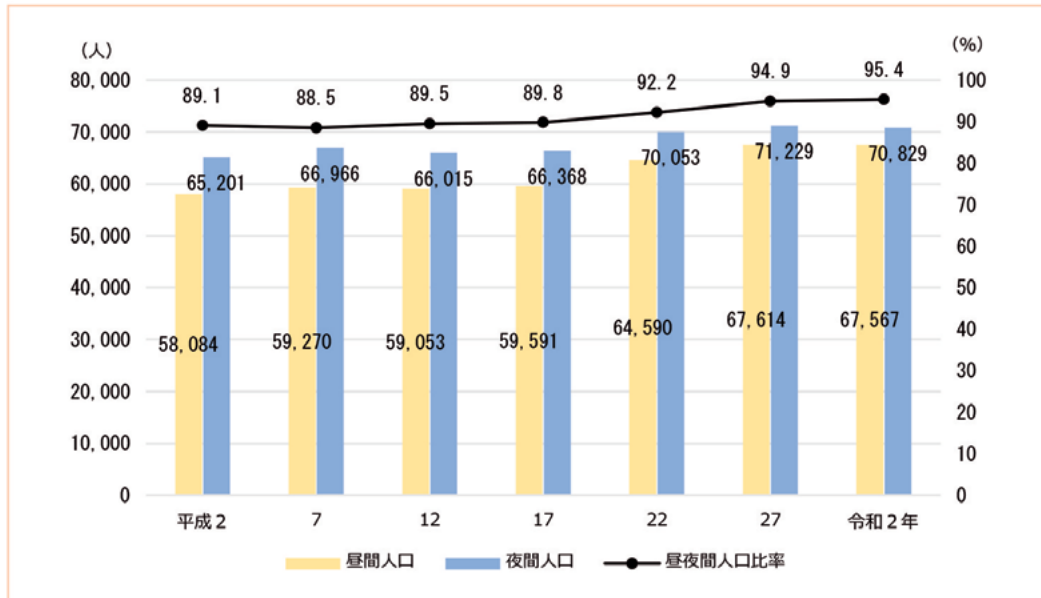
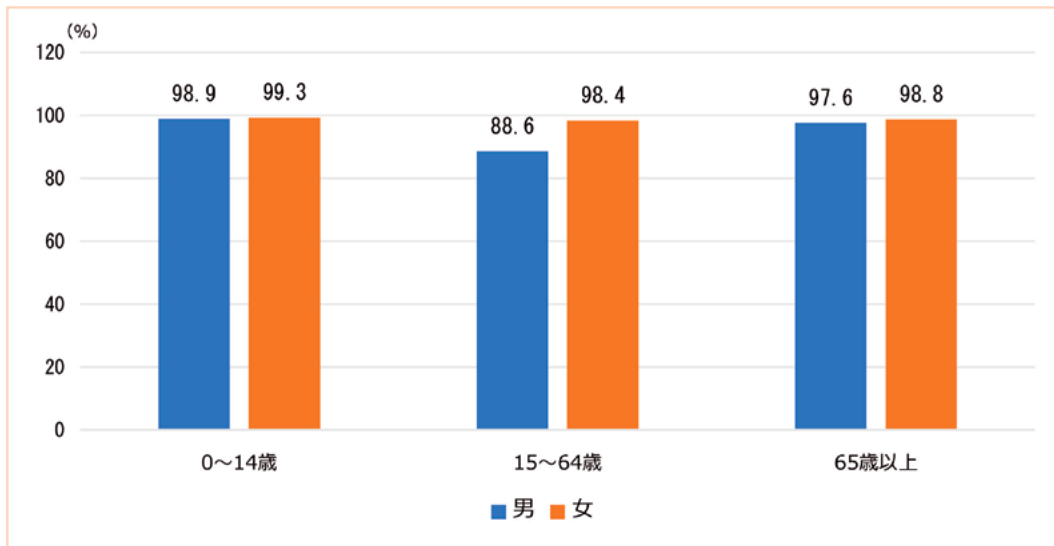


図2-7 昼夜間人口比率の推移

出典 国勢調査



(注) 夜間人口を100%とした場合の昼間人口の割合

図2-8 男女別年齢別昼夜間人口

出典 令和2年国勢調査

（\*3）ベッドタウン：都心へ通勤する者の住宅地を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した都市

## (5) 産業別就業人口

産業別就業者人口の近年の動向は、第1次産業(\*4)及び第2次産業(\*5)の比率は減少傾向又は横ばいで推移し、第3次産業(\*6)の比率は増加傾向にあります(図2-9参照)。

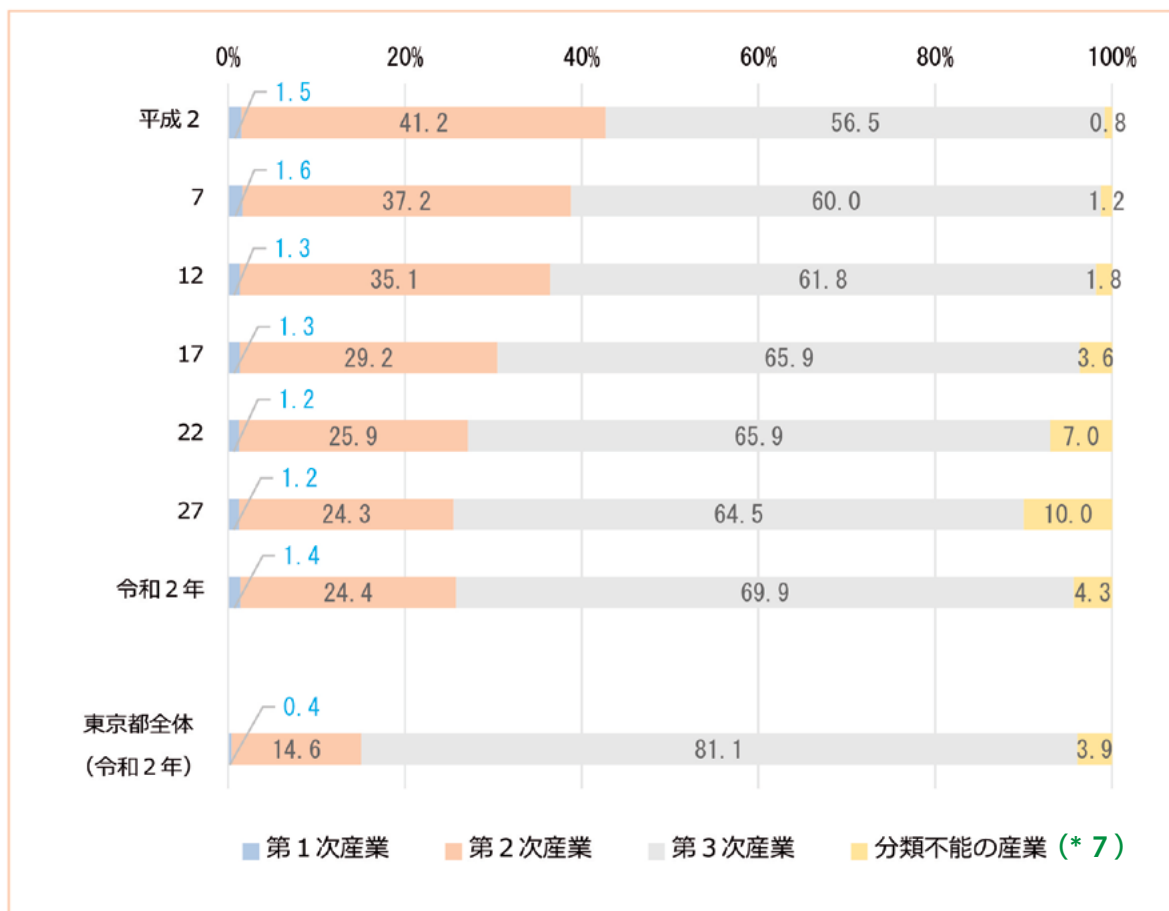


図2-9 産業別就業人口

出典 国勢調査

(\*4) 第1次産業：農業、林業など

(\*5) 第2次産業：建設業、製造業など

(\*6) 第3次産業：卸・小売業、電気・ガス・水道、サービス業など

(\*7) 分類不能の産業：第1次産業、第2次産業及び第3次産業のいずれにも分類できない産業で、調査票の記入不備などによって分類が不可能だったものなどを含む。

## 4 財政

普通会計(\*8)の歳入決算額は、令和6年度で約378億円となっています。

歳入の内訳を見ると、最も多いのが市税で約105億円となっており、次いで国庫支出金の約104億円、都支出金の約56億円となっています(図2-10参照)。

歳出額を性質別で見ると、最も多いのが扶助費であり、高齢化の進行などの社会構造の変化等により、令和6年度は約129億円となっています(図2-11参照)。

財政状況を表す財政力指数(\*9)は、平成29年度にかけて緩やかに上昇傾向で推移していました。しかし、平成30年度から再び低下し、令和6年度の指数は0.770となっています(図2-12参照)。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率(\*10)については令和6年度で96.2%となっており、新たな行財政需要などへ柔軟に対応しにくい状況にあります(図2-13参照)。

借入金に係る財政指標である実質公債費比率(\*11)については、上昇傾向にあるものの国が財政悪化の基準として定める早期健全化基準の25%を大きく下回っており、財政の健全性を保っています(図2-14参照)。

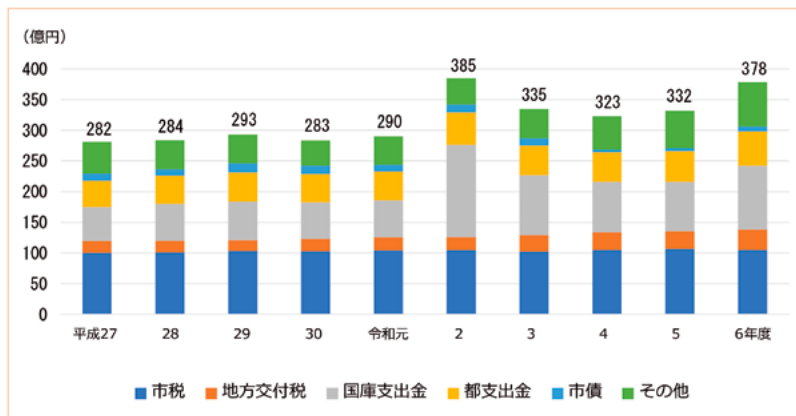


図2-10 普通会計決算における歳入額の推移 出典 各年度決算カード

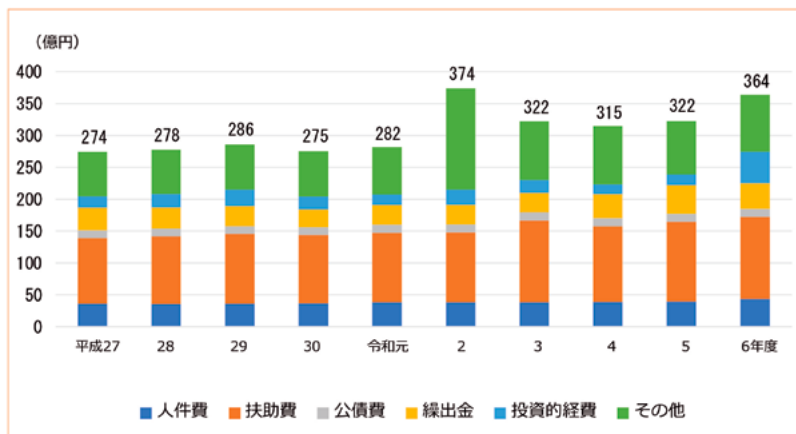


図2-11 普通会計決算における歳出額の推移 出典 各年度決算カード

- (\*8) 普通会計：総務省が定める基準によって、一般会計と特別会計の一部を合算し、重複する額等を控除した決算統計で使用される会計
- (\*9) 財政力指数：財政力を表す指標で、過去3年間の平均値。1.0を上回ると財政的に余裕があるとされ、地方交付税不交付団体となる。
- (\*10) 経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費など）に充てられた経常的一般財源（市税、地方譲与税など）が経常的一般財源全体に占める割合。この数値が高くなるほど、新たな行財政需要などに対応しにくくなるとされる。
- (\*11) 実質公債費比率：地方公共団体がこれまでに借り入れた地方債の償還金が標準財政規模に占める割合。3か年平均により表す。

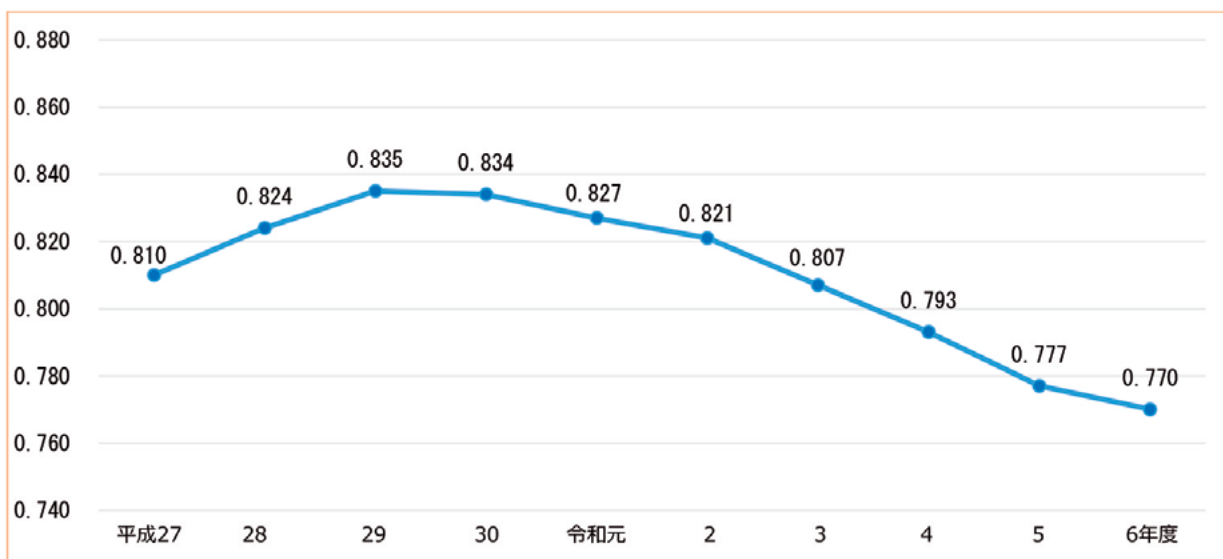


図2-12 財政力指数の推移

出典 各年度決算カード

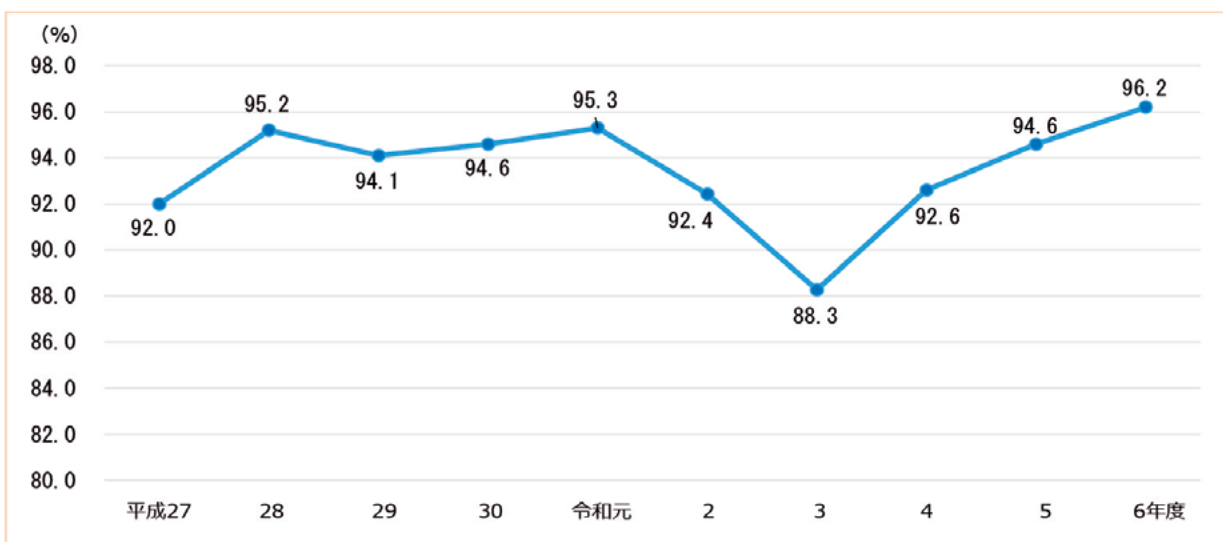


図2-13 経常収支比率の推移

出典 各年度決算カード

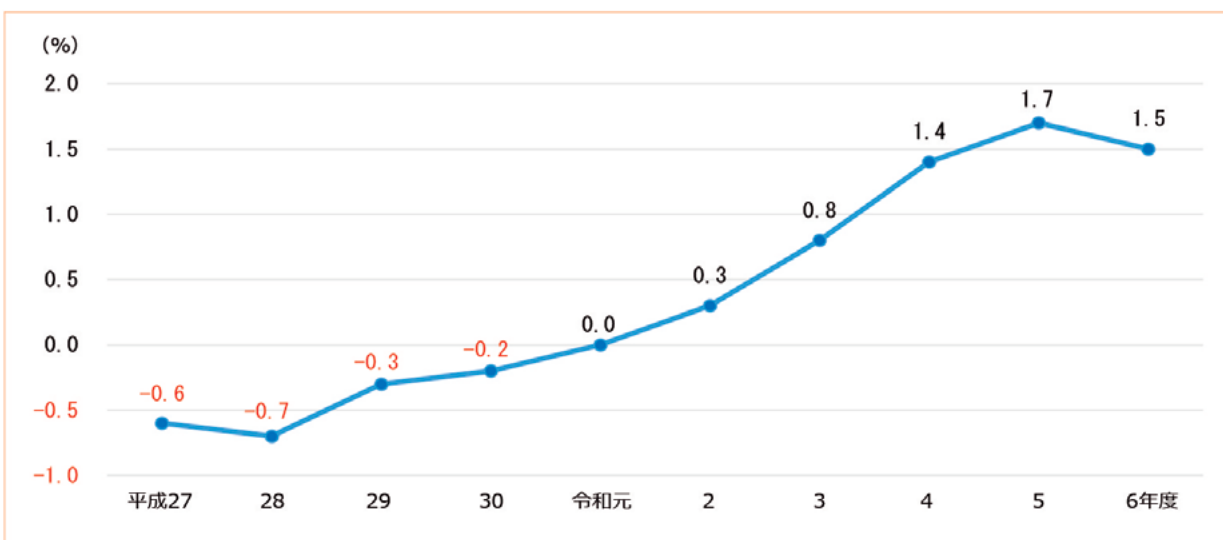


図2-14 実質公債費比率の推移

出典 各年度決算カード

## 第2節 | まちづくりの現状 (前期基本計画の到達点)

前期基本計画では、将来都市像「人と人の絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現のため、次の6つの方針を定めて各種施策を展開してきました。

### 1 市民との協働による地域振興

多様な主体が手を取り合いながら地域振興に取り組む社会の実現に向けて、協働事業提案制度に基づき、市民活動団体からの提案による事業を実施するとともに、企業や大学と包括連携協定を締結し、様々な分野で連携・協力を図るなど、市民や事業者等との協働によるまちづくりを進めてきました。

また、市職員からなる多文化共生推進事業協力員による通訳やタブレット通訳の活用など、窓口における各種手続のサポートの充実に加え、ホームページの外国語翻訳サービスなど、増加する外国人にとっても住みやすいまちづくりを推進してきました。

市民と市が良きパートナーとして連携し、市民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、市民に分かりやすい情報の積極的な公表に努めるとともに、ICT等を活用した情報提供として、インターネットを活用した情報提供の充実やLINEを更に活用し、暮らしや市政に関する情報を発信するなど、戦略的な情報発信にも取り組んできました。

### 2 健康で明るく暮らせるまちづくり

様々な人が健康でいきいきと生活し、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境の実現を目指し、医療や福祉の充実を図り、地域と一体となって誰もが健康に明るく暮らすことのできるまちづくりを進めてきました。

健康・医療については、各種の健康診査や検診事業を実施し、病気の予防と早期発見に努めるとともに、特定健康診査等の対象とならない若い世代を対象に若年健康診査を実施するなど、保健サービスの充実に向けた取組に加え、医師会等の関係機関と連携し休日・休日準夜診療を実施するなど、救急医療体制の充実に向けた取組等を推進してきました。

福祉については、各種福祉計画に基づき、地域包括ケアシステムの体制整備、各種就労支援、市民なやみごと相談窓口の運用、権利擁護支援を必要としている方へ適切な支援を促進するための中核機関の設置などの福祉施策を実施してきました。さらに、令和7年度には、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制整備を行いました。

子育て支援については、高校生等の医療費無償化や市立小・中学校の給食費の無償化を行うなど、子育て世帯の経済的な負担削減に向けた取組を行ってきました。また、子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」を統合した「子ども家庭センター」の設置や健やかひろば事業の実施など、全ての保護者、子育て世帯、子どもに対する一体的支援体制を整備しました。また、多様な他者との関わりの機会の創出事業や緊急1歳児受入事業を開始したほか、病児保育事業や休日保育などを継続して実施し、保護者のニーズに応じた保育を実施するとともに、民間保育所が

常勤の保育士を採用するための費用の補助など、保育内容の充実、児童や職員の処遇向上にも努めてきました。

高齢者福祉については、令和4年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を行い、後期高齢者の保健事業と高齢者の自立した日常生活の支援等を推進してきました。

障害者福祉については、令和6年度に基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実と強化を図るなど障害のある方が安心して地域生活を送れるよう取組を推進してきました。

### 3 安全で快適なまちづくり

災害対応体制の充実や地域特性を踏まえた生活環境の整備などにより、市民が安心して暮らすことのできるよう、安全で快適なまちづくりを進めてきました。

安全・安心については、発生が危惧される首都直下地震等の大地震や風水害の激甚化等に対応するため、減災施策や災害発生時の対応の強化に向けて「地域防災計画」の見直しを進めるなど、防災体制のみならず、災害発生後のスムーズな復旧・復興活動を可能とするための取組を推進してきました。また、災害時の応急給食拠点として、市内各所の避難所生活者に応急給食を実施する等の機能を持つ防災食育センターの整備を行いました。さらに、消防活動を充実するために防火水槽を計画的に整備するとともに、消防団員が中型自動車運転免許等を取得する際の費用の一部を補助するなど、消防団活動を円滑に実施するための支援を行ってきました。

廃棄物処理については、家庭ごみの有料化及び戸別収集を開始するとともに、小平・村山・大和衛生組合で、新しいごみ焼却施設が稼働し、ごみ減量に努めてきました。また、環境に配慮した循環型社会の形成に向けて、4R(\*12)の推進及び普及啓発等に加え、新しいごみ焼却施設による電力地産地消事業を開始し、環境にやさしいライフスタイルの実現に向けた活動を推進してきました。

都市基盤や地域交通については、令和7年11月に東京都において都市計画事業の認可を取得し事業に着手することが公表され、多摩都市モノレール延伸事業は着実に前進しています。

その間、ワークショップやアンケートの結果を基に、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」を策定したほか、「立地適正化計画」を策定するなど、多摩都市モノレール延伸を見据えた計画的なまちづくりに向けた取組を推進してきました。

また、No.4駅及びNo.5駅の周辺まちづくり協議会を立ち上げ、今後の土地利用の在り方や道路・交通ネットワークの考え方等について提言を頂くとともに、「No.4駅駅前拠点施設整備基本構想」を策定するなど新駅を中心としたまちづくりも推進してきました。

多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道については、拡幅整備に併せて土地区画整理事業を積極的に推進してきました。

加えて、多摩都市モノレール延伸は、武蔵村山市、東大和市、瑞穂町の将来都市構造に大きな変化を与えるものであるため、延伸を見据えた持続可能な公共交通ネットワークの実現を図ることを目的とした公共交通の基本方針や地域にとって望ましい公共交通サービスの方向性を明らかにし、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの実現を目的とする「地域公共交通計画」の策定など、延伸に伴う公共交通の見直しを進めてきました。また、乗合タクシー（むらタク）の利用者登録可能エリアの拡大、利便性の向上（インターネット予約等）など、他公共交通手段の充実にも努めてきました。

(\*12) 4R：ごみの減量と再資源化に向けて推奨される、断る（リフューズ/Refuse）、減らす（リデュース/Reduce）、再利用する（リユース/Reuse）、再生利用する（リサイクル/Recycle）の4つの取組の総称

## 4 誰もが学び活躍できるまちづくり

全ての市民が互いの人権を尊重し、豊かな心を持ち、個性を発揮する地域社会づくりを推進するとともに、様々な人が学習やスポーツに親しむことができる環境を整備し、生きる力や豊かな心、健康な体を育むことで、誰もが学び活躍することができるまちづくりに努めてきました。

人権については、戦争を知らない世代に平和の尊さを伝えていくために、映像制作や平和学習バスツアーをはじめとする平和関連事業を実施するなど、平和意識の醸成に努めてきました。また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題の解消に努めるほか、男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点として、男女共同参画社会の実現に向けて各種講座やイベントを通じて意識啓発に取り組んできました。さらに、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度を設けるなど、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方の選択・実現に向けた取組を行ってきました。

教育については、学校教育では、国によるGIGAスクール構想により整備したタブレット端末を活用し、全ての児童・生徒の資質・能力を一層確実に育成できるよう、ICT教育を推進してきました。また、教職員が使用する校務用パソコンについて、校務用と指導用で使い分けていた2台の端末を1台に集約したほか、校務支援システムを更新し、指導計画作成機能等の新たな機能を利用できるようにするなど、校務の効率化や教職員の負担軽減を推進してきました。さらに、全小・中学校において「まちづくり学習」を実施し、次世代を担う子どもたちが、地域への愛着を持つとともに、市の発展や課題について考え、問題解決に取り組む力の醸成に努めてきました。

第三中学校にチャレンジクラスを設置し、不登校生徒が安心して学校生活を送れる環境を整備するとともに、第十小学校に特別支援学級を設置するなど多様な学びの場と支援を充実してきました。

学校給食については、防災食育センターが稼働したことにより、アレルギーに対応した給食の提供を開始しました。

生涯学習については、インターネットを通じて時間や場所を問わず電子書籍の貸出・閲覧・返却・予約などが可能な「むさしむらやま電子図書館」のサービス導入をはじめ、出前講座の実施や公民館講座の利用促進等により、生涯学習の機会を提供し、市民の主体的な学習活動の支援に努めてきました。

スポーツ・レクリエーションでは、市民が生涯を通じてスポーツを愛し親しむことで健康で豊かな心と体を育むことができる、明るく活力に満ちたまちづくりを目指し、平成26年10月に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行い、地域スポーツの振興に努め、スポーツ・レクリエーション施設の整備を行ってきました。令和6年度には、スポーツ都市宣言10周年記念事業として、ARスポーツ(\*13)の体験会を行いました。

文化については、歴史民俗資料館において、市指定文化財をはじめとする歴史資料をデジタル化し公開するため、準備を進めてきました。

---

(\*13)ARスポーツ：AR（拡張現実）技術を用いたスポーツ

## 5 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり

市内産業の魅力を市外に向け発信し、魅力ある商品の付加価値を高め、その普及促進及び発掘、創造活動への支援を行うなど、産業の活性化を図ってきました。また、景観や歴史・文化といった資源をいかした地域振興を図り、特色をいかした自然と調和したまちづくりを進めてきました。

農業では、都市農業の更なる振興を図るため、認定農業者や新規就農者への支援などに努めてきました。

商・工業では、新たな創業者の掘り起こしと地域に根差した創業に対する機運醸成を図ることを目的にローカルスタートアップ支援事業を実施するとともに、創業支援や地域ブランド認証事業などを引き続き実施してきました。

また、商店街活動の支援や企業の誘致を推進し、地域経済の活性化に向けた取組を実施してきました。

観光については、狭山丘陵の豊かな自然や地場産業をいかして、魅力的で個性豊かな観光まちづくりに取り組んできました。また、武蔵村山観光まちづくり協会との連携や、「武蔵村山市観光大使」による市内外への魅力の発信等を通じて、観光事業の推進を図ってきました。さらに、令和5年4月から一時閉館となっていた村山温泉「かたくりの湯」については、在り方や運営等についての検討を行い、令和7年度中の営業再開に向けて取り組んできました。

環境については、市民に対する太陽光発電設備の設置等に係る費用の一部補助や小・中学校の照明のLED化、新しいごみ焼却施設による電力地産地消事業、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」等、地球温暖化対策を進めてきました。

## 6 計画の推進に向けて

市民の行政サービスに対する需要が複雑かつ多様化してきている中、限られた財源の中で、様々な行政課題に対応していくため、効率的かつ効果的な行政運営を行ってきました。

行政運営については、「第五次長期総合計画」や「第七次行政改革大綱」、各種個別計画などにに基づき、施策や事業を計画的・効率的に推進してきました。また、遺族の負担軽減のため、死亡届提出後の各種手続のワンストップ窓口であるおくやみコーナー(\*14)の運用を開始しました。

電子自治体の推進では、行政手続のオンライン化の推進やAI(\*15)・RPA(\*16)等を活用した行政事務のデジタル化、書かない窓口(\*17)の開設など、ICTを活用した行政サービスの提供に取り組んできました。

財政運営については、「企業版ふるさと納税」の活用をはじめ、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう創意工夫を行い、政策的経費にかかわらず、不断の見直しを徹底し、計画的かつ効率的な財政運営を推進するとともに、自主財源の確保を図ってきました。

(\*14) おくやみコーナー：身近な方が亡くなられた後の市役所における手続の総合窓口として、必要な手続の御案内から、申請書の作成サポート・書類の受付までをワンストップで行い、御遺族の方が少しでも負担なく手続ができるような支援

(\*15) AI(Artificial Intelligence)：人工的に作られた、人間のような知能

(\*16) RPA(Robotic Process Automation)：人が行っていたデータの入力などを、人が実行するのと同じように自動的に入力する仕組み

(\*17) 書かない窓口：住民異動届に伴う手続のほか、当該手続と併せて対象とする手続について、何度も書く必要がなく効率的に申請書が処理でき、かつ来庁者に合った案内ができる窓口

## 第3節 | 本市を取り巻く社会潮流とまちづくりの課題

今後のまちづくりに当たっては、社会潮流の変化に柔軟に対応するとともに、本市が抱えるまちづくりの課題を解決していく必要があります。後期5年を展望した本市のまちづくりを推進するに当たって取り組むべき課題は、次のとおりです。

### 1 人口減少・少子高齢化への対応

今後、日本の人口は長期にわたる減少局面に突入し、令和52年には9,000万人を割り込むと予測されています。

さらに、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減り続け、令和22年には令和2年と比較してそれぞれ361万人（約24%）減、1,295万人（約17%）減と大きく減少する一方、老年人口（65歳以上）のうち、75歳以上の人口が367万人（約20%）増で、約1.2倍に増加すると予測されています。

本市においても、老年人口は増加を続けており、少子高齢化への対策は喫緊の課題となっています。

人口減少・超高齢社会の進行は、地域経済社会の安定・成長を大きく損なうとともに、コミュニティの担い手不足や、これまで多くの現役世代に支えられていた社会保障制度の揺らぎを招くなど、社会経済のあらゆる側面に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。このような状況に対応するためには、高齢者や子どもが安心して自分らしい生活ができる環境の整備を進めていく必要があります。

### 2 子ども・子育て施策の更なる推進

少子化が進行する中で、未来を担う世代に対する施策の重要性が増しています。

近年の国の動向として、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が令和3年に閣議決定され、“こどもまんなか社会”の実現を掲げて令和5年には「こども家庭庁」が設置されるなど、子どもと家庭の福祉や健康の向上、子どもの権利の保護など、子どもに関する幅広い施策を推進する動きが見られます。

こうした子どもに関する施策を展開するに当たっては、こども家庭庁をはじめとして関係省庁が連携しながら推進していく必要があることに加え、地域においても保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携して取り組んでいくことが求められています。

本市としても、子育て・教育をはじめとする子どもを巡る施策の更なる推進に取り組み、子どもを産み育て、将来にわたって住み続けたいと思える環境づくりをすることが必要です。

### 3 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の進展

デジタル技術は年々進化しており、社会経済のみならず、人々の働き方や日常生活にも大きな変革が生じています。

そうした中、令和2年12月に政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズ

に合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

ビジョンの実現には、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ区市町村の役割は極めて重要であるとされ、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

加えて、地方創生の観点からもデジタル化が重要な要素となっています。国では、デジタルの実装を通じた地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていく構想として、「デジタル田園都市国家構想」を策定し、この構想の実現に向けた「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年12月に閣議決定しました。

これを踏まえ、地方公共団体においては、国の総合戦略を勘案した地方版総合戦略の策定が求められており、今後はデジタルの力を取り入れながら地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

## 4 多様性(ダイバーシティ)が増す価値観やライフスタイル

変わりゆく社会情勢の中で、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、一人一人の自由な考え方や個性が尊重される社会への転換が進んでいます。

また、情報技術の発展により、人や物資、情報等の国境を越えた交流が進み、訪日外国人観光客や外国人労働者は増加傾向にあるため、グローバル化への対応が必要となります。

そうした中で、SNSを通じた人権に関する新たな課題が顕在化しています。また、外国人や性的少数者に対する偏見や差別が依然として存在しており、ジェンダーギャップ指数においても、わが国は先進国の中で低い水準にあります。

このような状況に対応するため、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会や誰もが地域とのつながりを持ち、互いに助け合う社会の実現に向けた取組が必要です。

## 5 持続可能な社会づくりに向けた取組の強化

近年、地球規模での大規模な気候変動により、自然災害の激甚化、人々の生活環境の悪化、生物多様性の喪失などが世界各地で引き起こされており、再生可能エネルギー等の利用促進や徹底した省エネルギーの推進、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組など、地球環境を守り持続可能な社会づくりのための取組が求められています。さらに、地球環境や経済活動等の様々な事項に関して、我々人類の営みを持続可能なものとするため、平成27年9月に、国連サミットにおいてSDGsが全会一致で採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が求められています。

特に、地球温暖化は我々人類の営みが原因で進行しているといわれており、二酸化炭素など温室効果ガスの発生をできる限り抑制するよう、脱炭素に向けた取組が必要です。本市では、令和4年に「ゼロカーボンシティ宣言」や新しいごみ焼却施設による電力地産地消事業を行い、カーボンニュートラルに向けた取組を行うとともに、多摩都市モノレールの延伸に伴い、駅を中心とした公共交通ネットワークの形成等による車に頼らないまちづくりを方針の一つとしています。

今後、地球環境を守り次の世代に向けた持続可能な社会づくりに取り組んでいく必要があります。

## 6 安全・安心に向けた意識の高まり

近年大きな被害が発生している自然災害や情報通信機器の機能拡大に伴う犯罪の発生から、市民の安全・安心に向けた意識が高まっています。

自然災害については、近年各地で大きな被害が発生している、地震や台風などに強いまちづくりが求められています。国は、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和5年に、平成26年に閣議決定された「国土強靱化基本計画」に代わる新たな基本計画を閣議決定しました。

また、情報通信機器の機能拡大に伴う犯罪については、スマートフォン等を用いたSNS等のコミュニケーションツールの急速な普及や利用者の年齢層の拡大を背景に、新しい形態の詐欺事件や子どもや若者が被害者となる事件が多発しています。地方自治体においては、関係機関とより強い連携の下、住民の日々の生活における不安感の解消に向けた予防対策の強化を通して、全ての住民が安全に、安心して暮らすことができる生活環境の構築が求められています。

本市としても、社会情勢により変化する危険性を把握し、市民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが必要です。

## 7 多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくり

多摩都市モノレールの延伸は、交通利便性の向上のみならず、駅周辺・沿線のまちづくりに伴う商業施設の充実や公共施設の配置の適正化等により良好な住環境の形成や多様な人々が来訪するきっかけとなり活発な交流の実現が期待されるなど、多様な効果を本市にもたらすことが期待されています。

モノレールの延伸は本市が発展するための大きな契機であることから、延伸を見据えて積極的かつ計画的にまちづくりを進めていくことが必要です。今後は、多摩都市モノレール沿線まちづくり方針で定めた沿線の将来像「武蔵村山らしさを守り、育てるとともに人を呼び込み、人でにぎわう楽しいまち」を基に、駅を中心とした公共交通ネットワークの形成や人を呼び込む観光施策など、地区の特性に応じて延伸後を見据えたまちづくりを進めていく必要があります。

## 8 厳しさを増す行財政運営

本市の経常収支比率は90%程度で推移しており、今後も少子高齢化の進展による社会保障に係る扶助費の増加や公共施設の老朽化に伴う維持・更新に係る費用負担増などが予測されます。

この厳しい市の財政見通しに対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進するためには、歳入の確保に努めるとともに、不断の見直しによる歳出の削減等に努め、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう取り組むことが求められます。また、市民のニーズを適切に把握し、効率的な市政運営を推進する必要があります。

## 【参考】SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された“2030年に向けた国際的な社会開発目標”であり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17のゴール、169のターゲットを位置付け、232の指標を設定しています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、他の全ての閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定しました。この指針は国連のSDGsサミットの開催ごとに改定を行っています。

この指針の改定版(令和5年12月19日)において、以下の8つの優先課題等の根本的な考え方を引き継ぎつつ、「持続可能な経済・社会システムの構築」、「『誰一人取り残さない』包摂社会の実現」、「地球規模の主要課題への取組強化」、「国際社会との連携・協働」、「平和の持続と持続可能な開発の一体的推進」の5つを重点事項として挙げ、具体的取組を強化・加速していくこととなりました。

## 【8つの優先課題】

①あらゆる人々が活躍する社会  
ジェンダー平等の実現

②健康・長寿の達成

③成長市場の創出、地域活性化、  
科学技術イノベーション

④持続可能で強靱な国土と  
質の高いインフラの整備

⑤省・再生可能エネルギー、  
防災・気候変動対策、循環型社会

⑥生物多様性、森林、海洋等の  
環境の保全

⑦平和と安全・安心社会の実現

⑧ SDGs 実施推進の体制と手段

また、地方自治体に求められる取組として、様々な計画へのSDGsの要素の反映や、官民連携による地域課題の解決、地域資源を持続的に活用して経済・社会・環境を統合的に向上させていくことで、地域課題を解決し続ける自立した地域の形成などが示されています。

武蔵村山市 SDGs ホームページ

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shisaku/1012429.html>

スマートフォンからは、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



「SDGs実施指針改定版」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定 令和5年12月19日改定)から一部抜粋

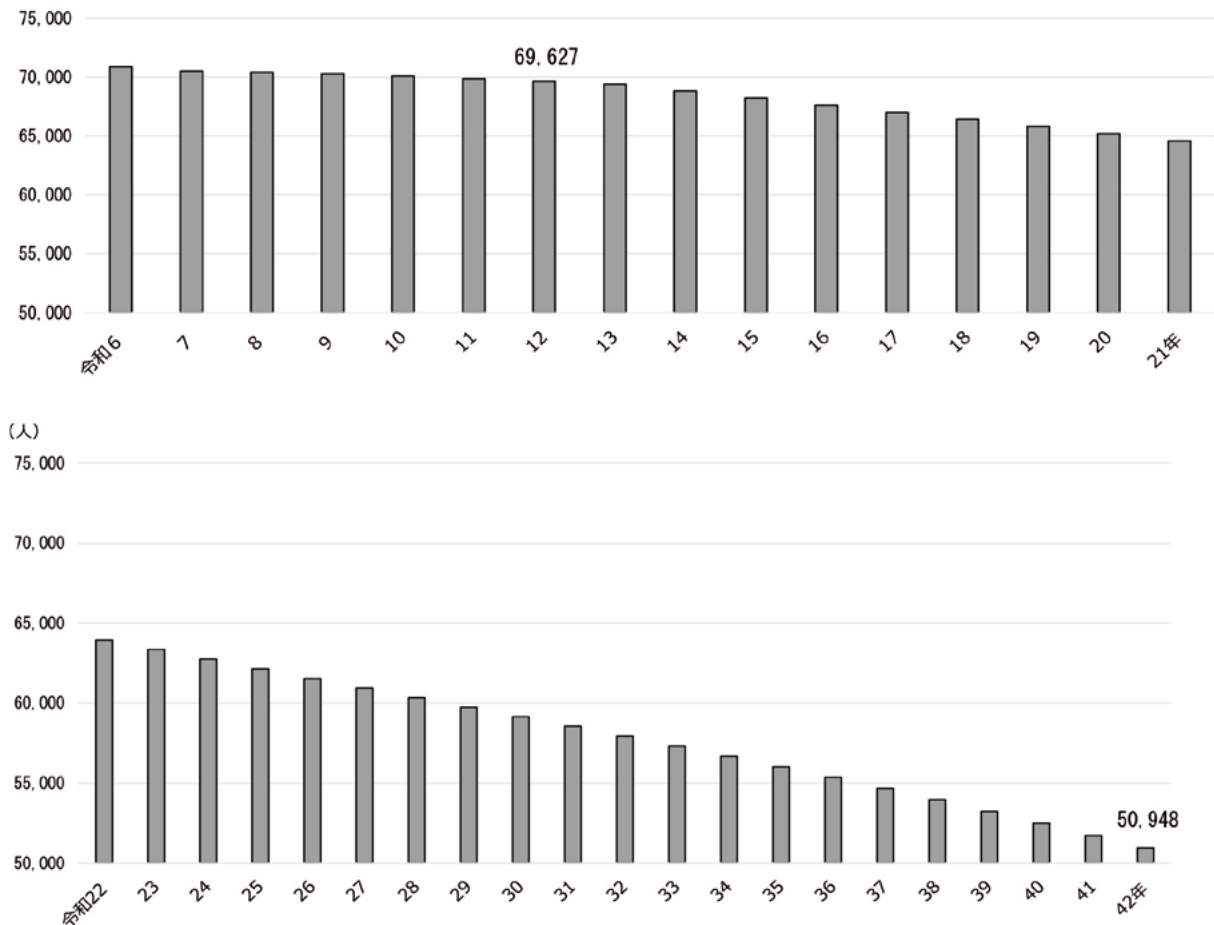
# 第3章 まちづくりの目標

## 第1節 | 人口

### 1 人口推計

本計画で定める各種施策を計画的に展開していくために、以下のとおり人口推計を行いました。

人口の推計に当たっては、住民基本台帳による人口について、令和2年から6年までの各年4月1日を基準に、コーホート法(\*18)を用いたトレンド推計(\*19)による人口推計を行いました(図3-1参照)。



(注)計画終期に当たる令和12年と推計期間の最終年である令和42年のみ人口を記載

図3-1 令和42(2060)年までの人口推計結果

(\*18) コーホート法：同年(同期間)に出生した集団を指す「コーホート」ごとに、死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法

(\*19)トレンド推計：これまでのトレンド(傾向)が今後も続くものと仮定して将来を予測する方法

## 2 将来展望

トレンド推計に加え、以下の4つの人口増加に向けた取組が、それぞれ実現した場合及び全て実現した場合について、将来展望として算出しています。

### 取組① 出生率の向上・出生者数の増加

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する切れ目のない総合的な支援などの各種出産、子育て支援により、出生率の向上を図り、合計特殊出生率が1.64で推移する環境を目指す。

### 取組② 若者の転出の抑制

転出超過の傾向が見られる20歳代の若者について、産業創出による雇用の確保といった転出を抑制させる各種取組により、20歳代の各年齢の転出超過の解消を目指す。

### 取組③ 子育て世代の転入の促進

住環境や教育環境等の充実を図り、子育て世代の転入を促し、子育て世帯（夫32歳、妻30歳、子2歳の3人家族を想定。）が現在よりも毎年10世帯ずつ多く転入する環境を目指す。また、増加する高齢者に健康で活躍できる環境を提供していくことも重要である。

### 取組④ 多摩都市モノレール延伸に伴うまちの魅力・利便性の向上による転入の促進

多摩都市モノレールの延伸により市内に新駅が設置される予定であり、駅周辺の発展に伴うまちの魅力向上や、移動手段の利便性向上により、転入者の増加を目指す。

なお、それぞれの取組における効果などを、長期的な観点で推計する必要があるため、ここでは令和42年までの推計を記載しています（表3-1、図3-2参照）。

表3-1 各人口推計

(人)

	実数値	推計値							
	令和6年 (2024年)	7年 (2025年)	12年 (2030年)	17年 (2035年)	22年 (2040年)	27年 (2045年)	32年 (2050年)	37年 (2055年)	42年 (2060年)
トレンド推計		70,508	69,627	66,974	63,946	60,924	57,939	54,660	50,948
取組①(出生率向上)	70,861	70,503	69,593	66,913	63,926	61,106	58,457	55,604	52,311
取組②(若者転出抑制)		70,503	69,593	67,477	65,440	63,452	61,495	59,167	56,353
取組③(子育て世帯転入)		70,532	69,784	67,296	64,442	61,601	58,803	55,720	52,222
取組④(モノレール延伸による転入)		70,503	69,593	66,982	65,248	64,074	62,805	61,068	58,667
取組①～④の計		70,532	69,784	67,933	67,568	68,144	68,947	69,484	69,447

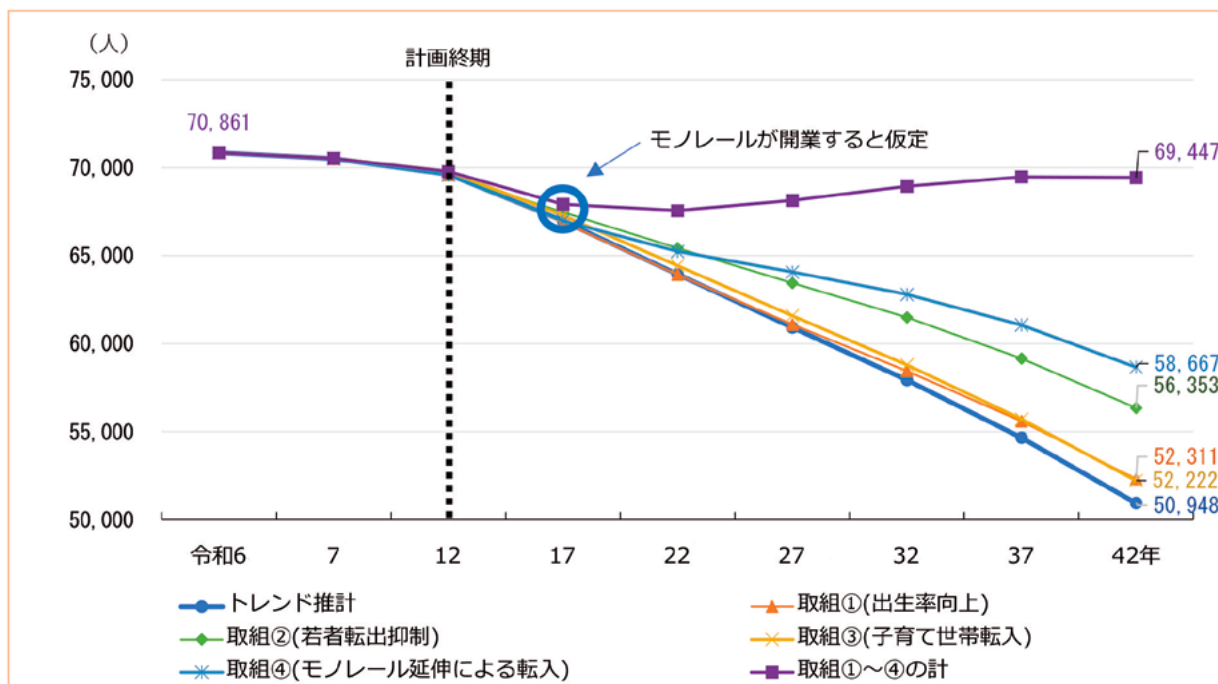


図3-2 各人口推計のグラフ

### 3 目標人口の設定

目標人口について、計画終期である令和12年の推計値を設定します。設定に当たっては、4つの人口増加に向けた取組が全て実現した場合の推計値である69,784人を基に、次のように設定します。

**令和12年(2030年)**  
**人口 約69,000人**

また、本市の4つの人口増加に向けた取組が全て実現した場合の推計結果では、令和12年以降、減少傾向を示した後にやや増加傾向で推移し、推計の終期となる令和42年では69,447人となることが示されていることから、令和42年の目標人口については、令和12年と同様の約69,000人に設定します。

## 第2節 | 将来都市構造

将来都市像の実現に向けては、市民生活を支える多様な都市機能の集積、骨格となる都市基盤の整備、計画的な土地利用の誘導を進め、多摩都市モノレールの延伸を見据えた駅を中心としたまちづくりの推進や公共交通ネットワークの形成が必要です。

このため、都市機能の集積、環境の維持・向上を図るべき「核」、市民交流や生産活動の骨格となる「軸」、それぞれの特性をいかした土地利用を誘導するための「ゾーン」を設定することで都市の構造を明確にし、効率的・効果的なまちづくりを進めます。

### 【核】

#### 《都市核》

多摩都市モノレールの延伸により新駅設置が計画されている、本町・榎地区の立3・2・4号新青梅街道線周辺から村山工場跡地内北側までを広く都市核と位置付け、商業、住宅、行政サービス、高次医療、防災などの多様な機能の集約・維持を目指します。

また、都市機能の集約や交通利便性が確保された、持続可能な都市構造による利便性の高い魅力あふれる中心市街地の形成を目指します。

#### 《サブ核》

多摩都市モノレールの延伸により、本市の玄関口となる緑が丘地区と中原・岸地区を東西のサブ核と位置付け、利便性の高い市民生活の拠点として、住宅のほか生活サービス施設などの多様な都市機能の集積・維持を目指します。

#### 《みどりの核》

貴重な自然環境が残る狭山丘陵、市民の憩いの場としての機能を有する都市公園などをみどりの核と位置付け、まとまりある緑地として整備・充実を図ります。

#### 《憩いの核》

野山北公園周辺を市内外からの人を集客する憩いの核として位置付け、観光施設など交流機能の充実を図ります。

立3・2・4号新青梅街道線沿道の神明・学園地区を若者から高齢者までの多世代が集う憩いの核として位置付け、医療、福祉施設や大学などと連携した交流拠点の形成を目指します。

立3・2・4号新青梅街道線沿道の三ツ藤・三ツ木地区を、自転車道をいかした憩いの核として位置付け、サイクルツーリズム(\*20)の推進など、自転車等を活用したレクリエーション拠点の形成を目指します。

(\*20) サイクルツーリズム：自転車に乗ることを主な目的としたツーリングや旅行、またはレジャーの中で自転車を利用すること。

## 【 軸 】

### 《都市軸》

立3・2・4号新青梅街道線及びその沿道空間と主要地方道所沢武蔵村山立川線(55)から立3・4・9号八王子村山線を都市軸と位置付け、広域的なネットワークを強化します。

### 《公共交通軸》

多摩都市モノレールを公共交通軸として位置付け、バスやタクシー、乗合タクシーなどのデマンド交通(\*21)や徒歩、自転車等によるアクセスが可能な、利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。

### 《みどりの軸》

都市軸に位置付けられている主要幹線道路沿道のほか、残堀川、野山北公園自転車道や保谷・狭山自然公園自転車道(多摩湖自転車歩行者道)、残堀川自転車道、空堀川沿線などをみどりの軸と位置付け、街路樹や緑地帯などによる景観・環境保全を図り、防災機能を持ったみどりのネットワークを形成します。

### 《水の軸》

瑞穂町の狭山池や狭山丘陵を水源とする残堀川、空堀川及び横庁川を水の軸と位置付け、遊歩道や親水緑地広場等の整備を促進し、水とみどりのネットワークを形成します。

## 【 ゾーン 】

### 《住宅系市街地ゾーン》

市内の大部分を占める住宅系市街地ゾーンでは、良好な住環境の維持・向上を図ります。

### 《沿道市街地ゾーン》

立3・2・4号新青梅街道線沿道では、適正かつ効果的な土地利用や都市機能の向上を図るため、商業や業務、住宅などを主体とした複合的な土地利用を誘導し、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成を図ります。

多摩都市モノレールの新駅設置によって、人々が集まるにぎわいのある空間を見据えたまちづくりを進めるとともに、人口密度を高め、利便性の高い生活空間の形成を図ります。

### 《中心市街地ゾーン》

都市核地区土地区画整理事業区域及びその周辺のゾーンは、商業や業務、住宅、行政サービス、高次医療、防災などの多様な機能の集積を行い、にぎわいと活力のある中心市街地を形成します。

### 《複合市街地ゾーン》

残堀・伊奈平・榎地区等の一部では、商業や工業、住宅など様々な機能を併せ持つ市街地環境を形成します。

---

(\*21) デマンド交通：利用者の予約に応じて運行時刻・運行経路を合わせる地域公共交通のこと。

## 《自然景観形成ゾーン》

狭山丘陵のゾーンは、豊かな自然環境の維持・保全に努めます。  
 村山工場跡地南地区のゾーンは、みどり豊かな土地利用を誘導します。

## 《大規模農地ゾーン》

大規模農地である多摩開墾は、貴重なまとまりある農地として、農業環境の維持・保全に努めます。

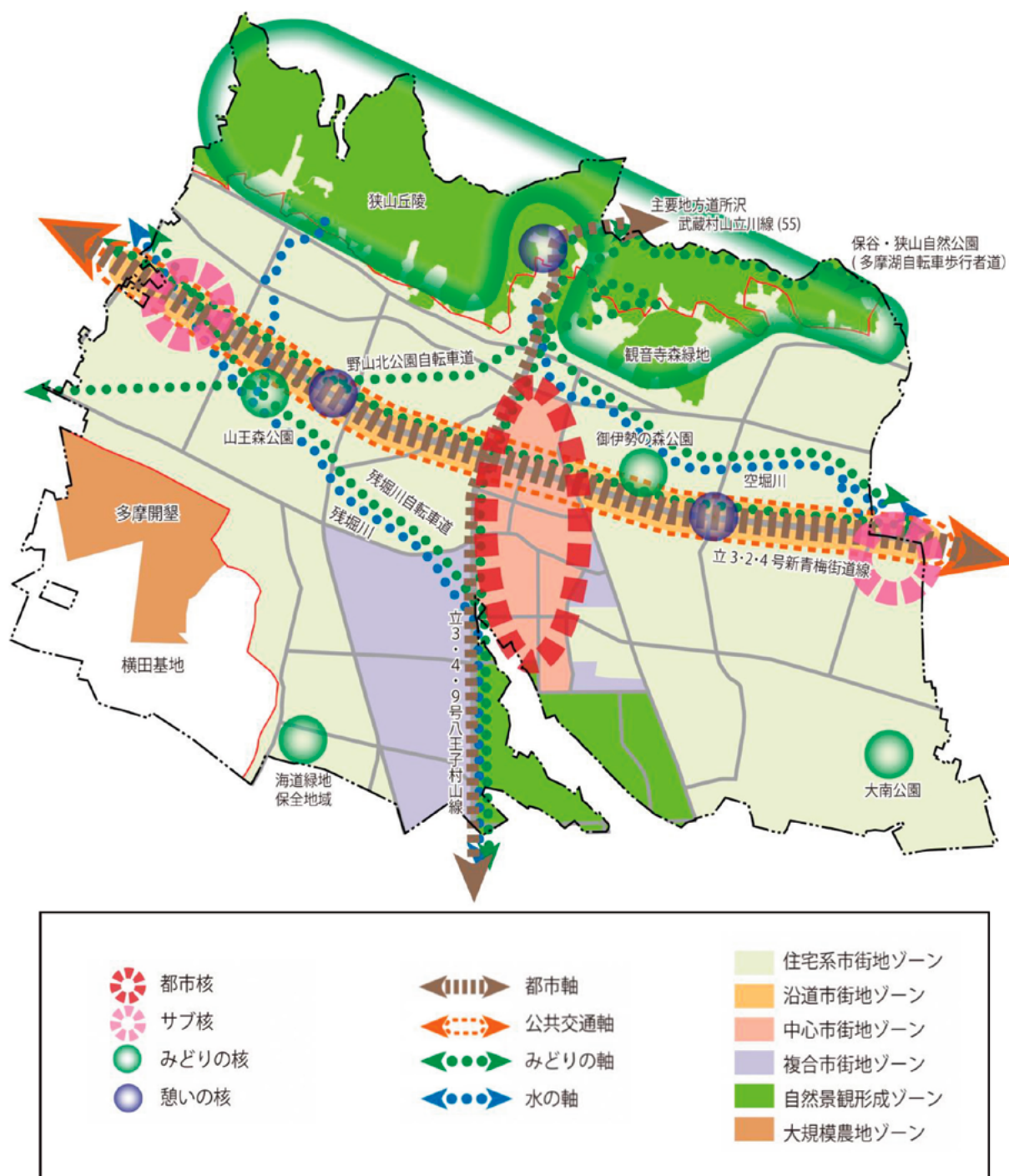


図3-3 将来都市構造図

出典 武蔵村山市第二次まちづくり基本方針

## 【立地適正化計画】

多摩都市モノレールの延伸や都市核地区土地区画整理事業など、都市構造に大きく影響する様々な事業が進められている中で、医療、福祉、商業等の利便性の高い都市機能の誘導による拠点の形成と良好な住環境の維持・向上を図っていくことが求められていることから、「立地適正化計画」において、5つの新駅周辺を拠点として設定し、「都市機能誘導区域」等を定め、立地の適正化による持続可能なまちづくりを推進しています。

### 《中心拠点・準中心拠点・地域拠点》

多摩都市モノレール新駅周辺の「核」を3種類の「拠点」に分類して位置付け、メリハリを付けた拠点の形成を目指しています（図3-4参照）。

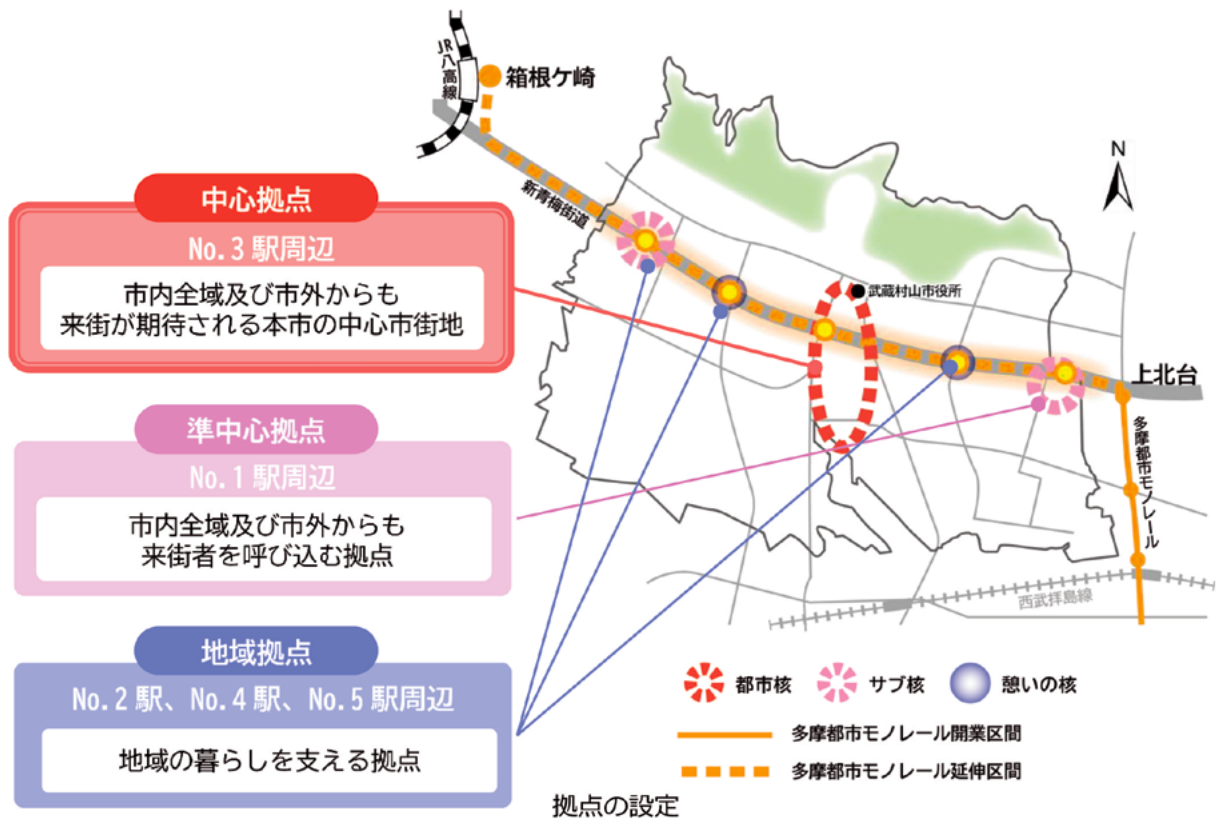


図3-4 中心拠点・準中心拠点・地域拠点図

出典 武蔵村山市立地適正化計画

### 《都市機能誘導区域》

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域で、5つの拠点に設定しています（図3-5参照）。

### 《居住誘導区域》

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域で、市街化調整区域や土砂災害警戒区域等を除いた市内の約981haに設定しています（図3-5参照）。

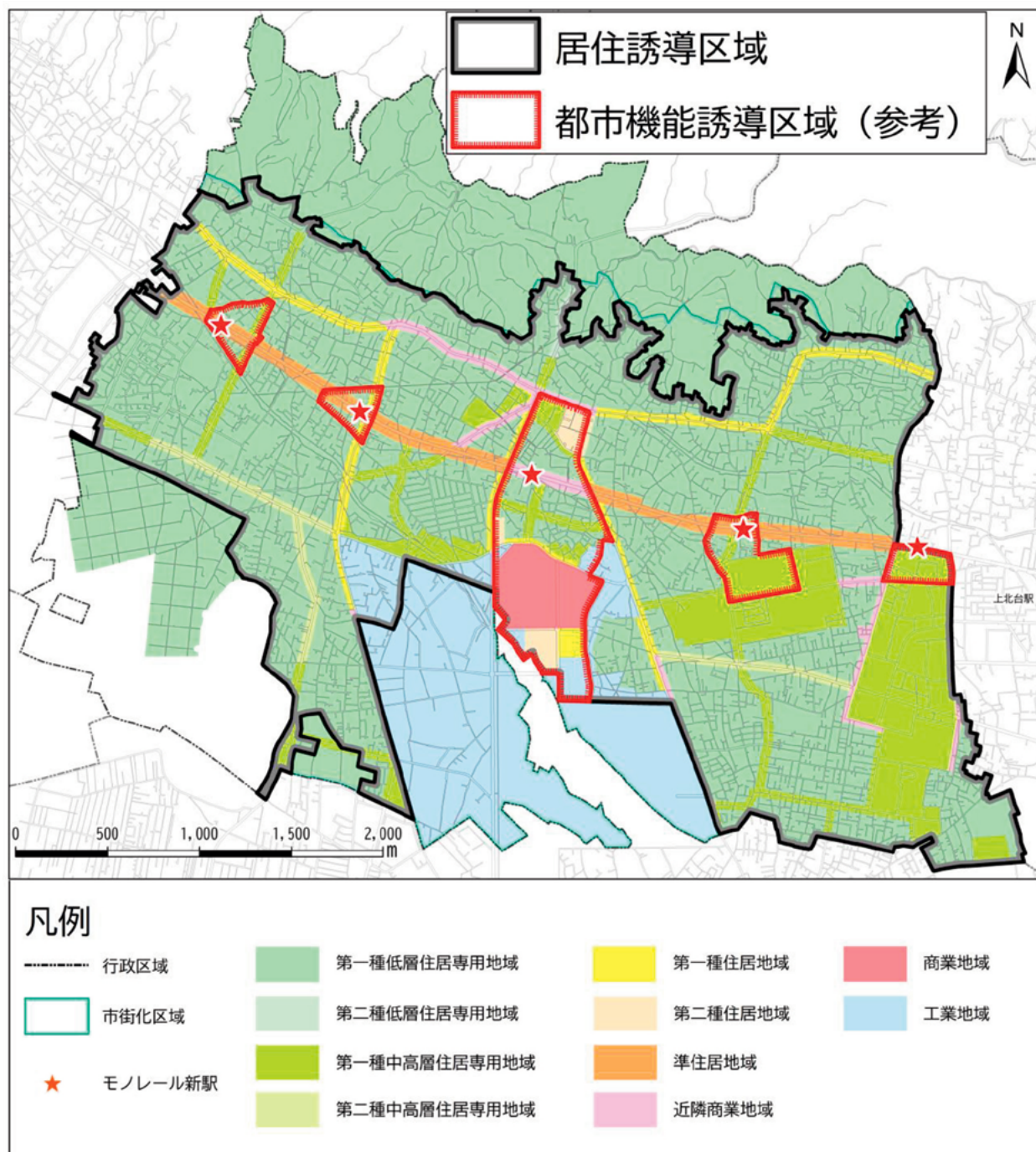


図3-5 都市機能誘導区域・居住誘導区域図

出典 武蔵村山市立地適正化計画

# 第4章 市民の意見

## 第1節 | 意見の聴取方法

「第五次長期総合計画（後期基本計画）」の策定に向け、市民アンケートや市民ワークショップを行い、市民の皆様から意見を頂戴しました。

### (1) 市民意識調査

市民の皆様のニーズを的確に捉える必要があるため、市民の皆様の日常生活について「意識」と「行動」の両面から捉え、それらを踏まえて、よりよい計画づくりを行うことを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年5月28日（火）～6月19日（水）  
実施対象：令和6年5月の時点で市内にお住まいの18歳以上の方々2,000名を  
無作為に抽出  
実施結果：有効回収数384件（回収率19.2%）

### (2) 人口移動に関する意向調査（転入者意向調査）

本市への転入理由、住みやすさなどについて意見を伺い、後期基本計画策定の参考にするとともに、今後の市政の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年5月28日（火）～6月19日（水）  
実施対象：令和4年4月1日から令和6年3月31日までに武蔵村山市に転入した  
方々1,000名（無作為抽出）  
実施結果：有効回収数137件（回収率13.7%）

### (3) 人口移動に関する意向調査（転出者意向調査）

本市からの転出理由、住みやすさなどについて意見を伺い、後期基本計画策定の参考にするとともに、今後の市政の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年5月28日（火）～6月19日（水）  
実施対象：令和4年4月1日から令和6年3月31日までに武蔵村山市から転出  
した方々1,000名（無作為抽出）  
実施結果：有効回収数109件（回収率10.9%）

## (4) 子ども意見の聴取

武蔵村山市立の学校に在学している小・中学生に、市に対するイメージや好きな点、改善してほしい点などについて意見を伺い、後期基本計画策定の参考にするとともに、今後の市政の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年7月8日（月）～7月19日（金）

実施対象：武蔵村山市立の学校に在学している小学校3年生～中学校3年生

実施結果：有効回収数965件（回収率22.7%）

## (5) 市民ワークショップ

「武蔵村山市の課題と理想の未来、課題と理想の未来のギャップを埋める施策について」をテーマに、市民の皆様から武蔵村山市の「現在」や「未来」について意見を頂くことを目的として、ワークショップを実施しました。

実施時期：令和6年6月29日（土）

実施対象：武蔵村山市在住の市民

実施結果：参加者数6名

## 第2節 | 意見の概要

市民アンケートや市民ワークショップ等の結果概要は以下のとおりとなっています。

(注) 端数処理の関係で計算結果は必ずしも100.0%とならない。

また、複数回答形式の設問については、回答者全体を基準とした選択割合を示しているため、選択肢の合計値が100%を超えることがある。

### 市民意識調査

#### 【武蔵村山市に住んで感じていること】

- 住みやすさについて、「どちらかといえば住みやすい」、「住みやすい」、「どちらともいえない」の順で回答が多く挙がりました。(単一回答形式)

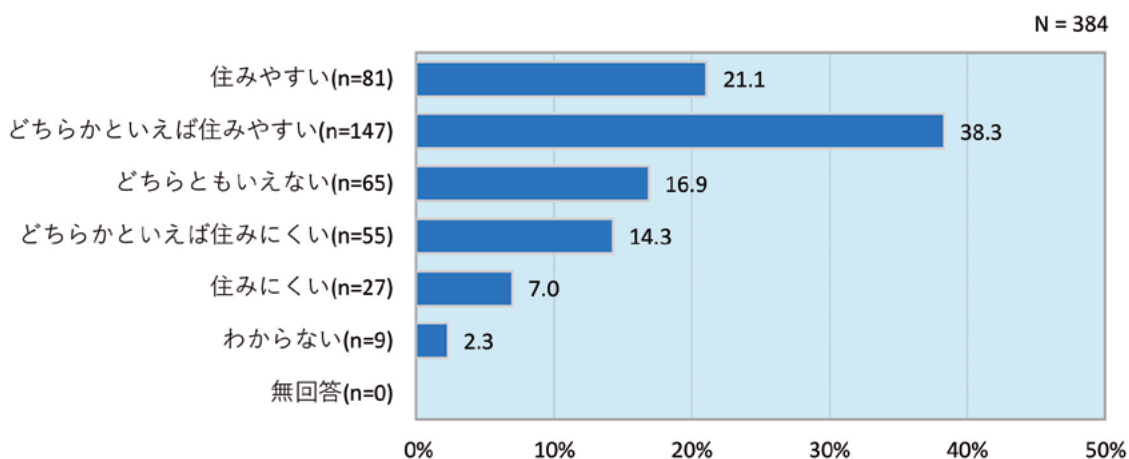


図4-1 市民意識調査における「住みやすさ」についての回答結果

- 住み続けたいかについて、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」、「どちらともいえない」の順で回答が多く挙がりました。(単一回答形式)

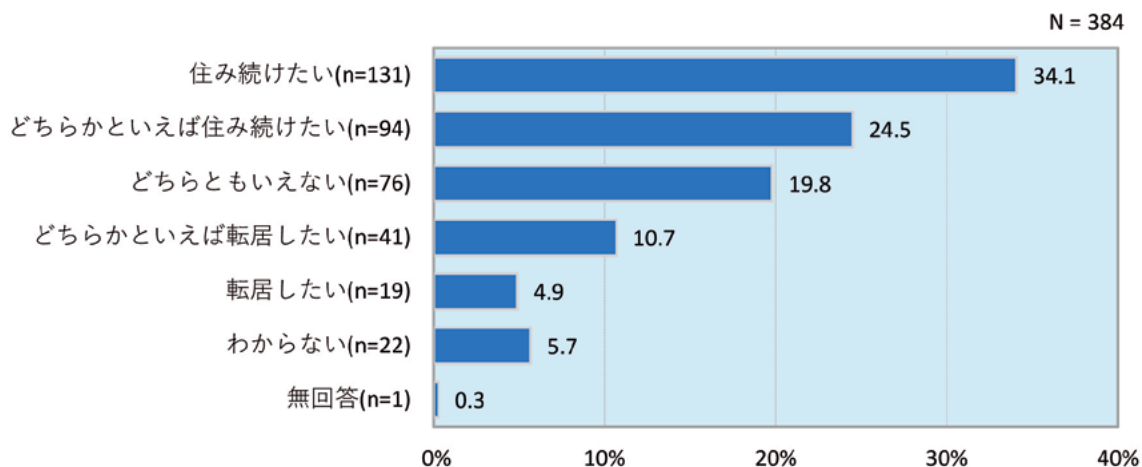


図4-2 市民意識調査における「住み続けたいか」についての回答結果

- 住みたい理由は、「家や土地を持っているから」、「緑が多く、自然環境がよいから」、「生活の利便性(交通・買物)がよいから」の順で回答が多く挙がりました。(複数回答形式)

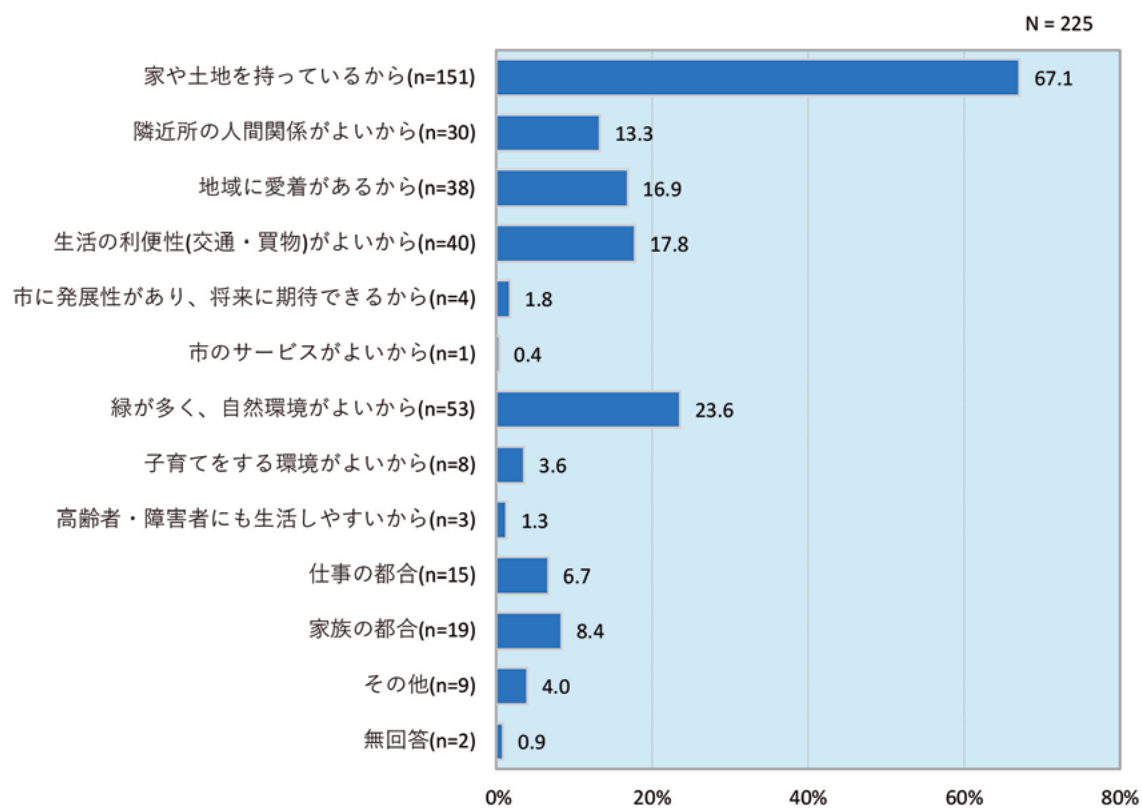


図4-3 市民意識調査における「住みたい理由」についての回答結果

## 人口移動に関する意向調査(転入者意向調査)

### 【転入理由等について】

- 転入理由としては、「住宅の都合（購入・借家の借換）」、「あなたの仕事の都合（就職・転職・転勤等）」、「配偶者の仕事の都合（就職・転職・転勤等）」、「結婚のため」の順で回答が多く挙がりました。（単一回答形式）

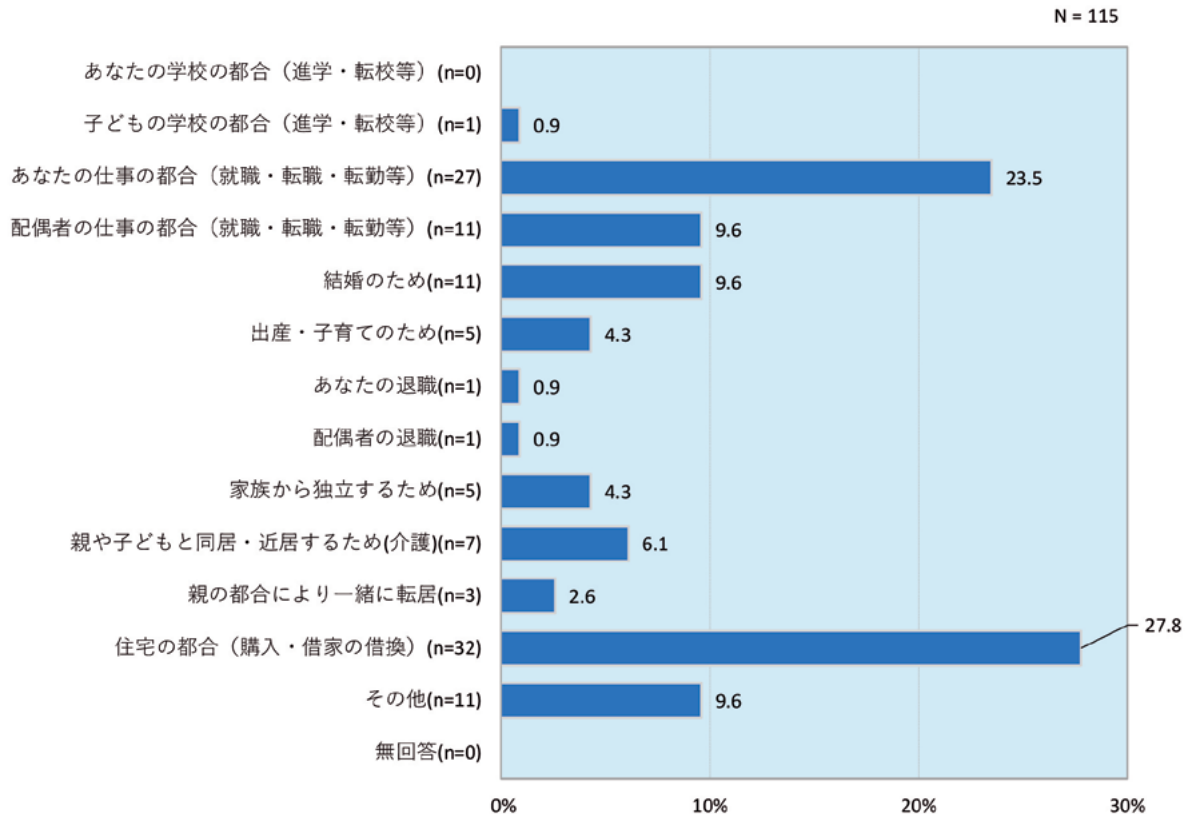


図 4 - 4 転入者意向調査における「転入理由」についての回答結果

- 将来的に、武蔵村山市に住み続けたいかどうかについては、「分からない・決まっていない」、「どちらかというに住み続けたい」、「住み続けたい」の順で回答が多く挙がりました。（単一回答形式）

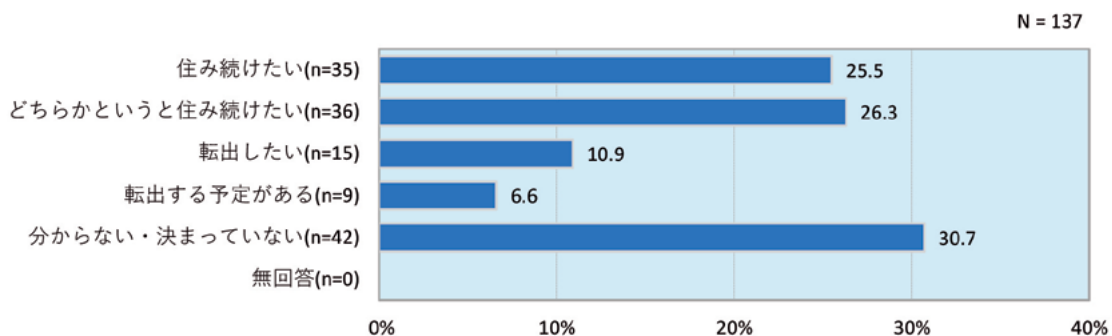


図 4 - 5 転入者意向調査における「将来的に、武蔵村山市に住み続けたいかどうか」についての回答結果

## 人口移動に関する意向調査(転出者意向調査)

### 【転出理由等について】

- 転出理由としては、「あなたの仕事の都合（就職・転職・転勤等）」、「配偶者の仕事の都合（就職・転職・転勤等）」、「結婚のため」の順で回答が多く挙がりました。（単一回答形式）

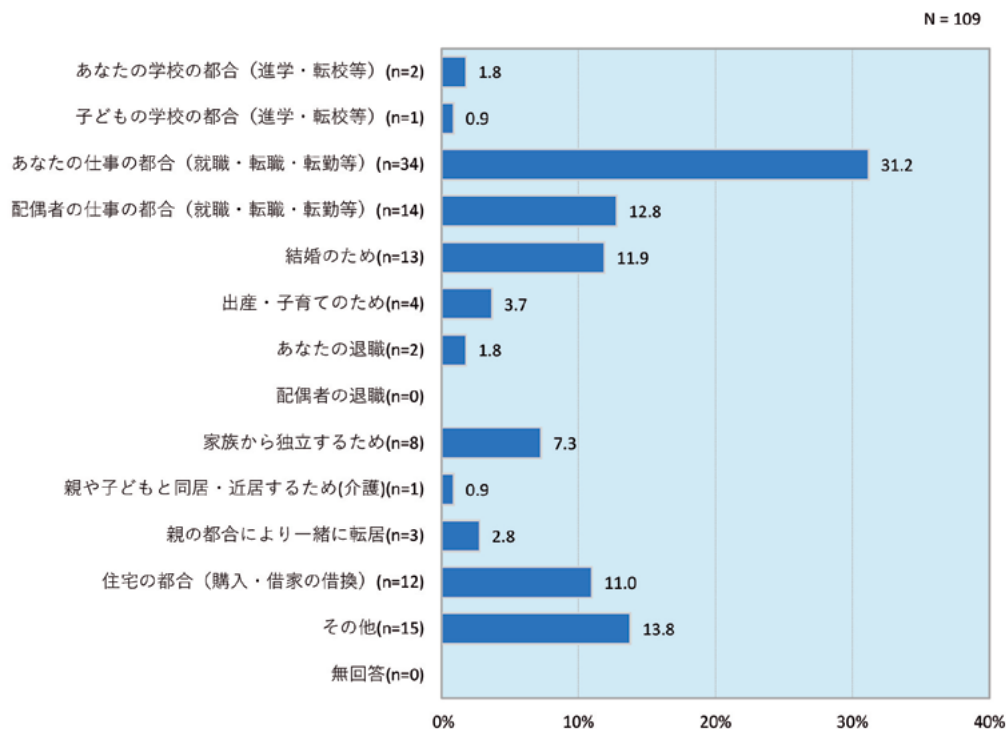


図4-6 転出者意向調査における「転出理由」についての回答結果

- 武蔵村山市がどのような街になれば、再び住みたいと思うかについては、「交通の便がよくなれば住みたい」、「今のままでも再び住みたい」、「子育てがしやすくなれば住みたい」の順で回答が多く挙がりました。（複数回答形式）

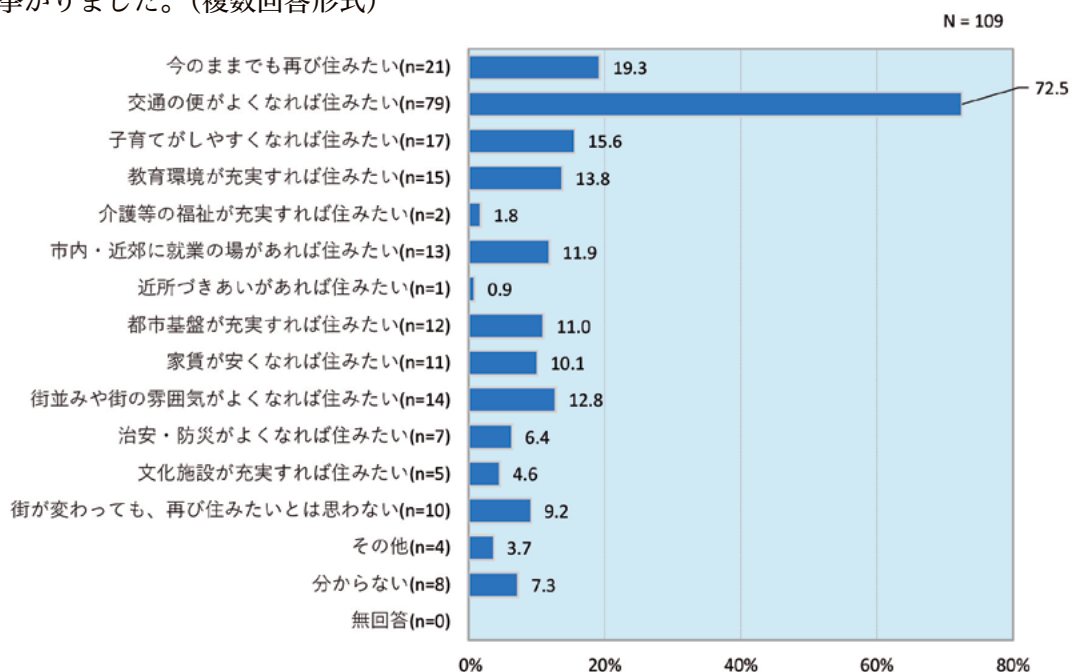


図4-7 転出者意向調査における「武蔵村山市がどのような街になれば、再び住みたいと思うか」についての回答結果

## 子ども意見の聴取

- 武蔵村山市の好きな点としては、「自然が豊かなところ」、「元気に遊べる場所があるところ」、「お祭りなどの行事やイベントがたくさんあるところ」の順で回答が多く挙がりました。(複数回答形式)

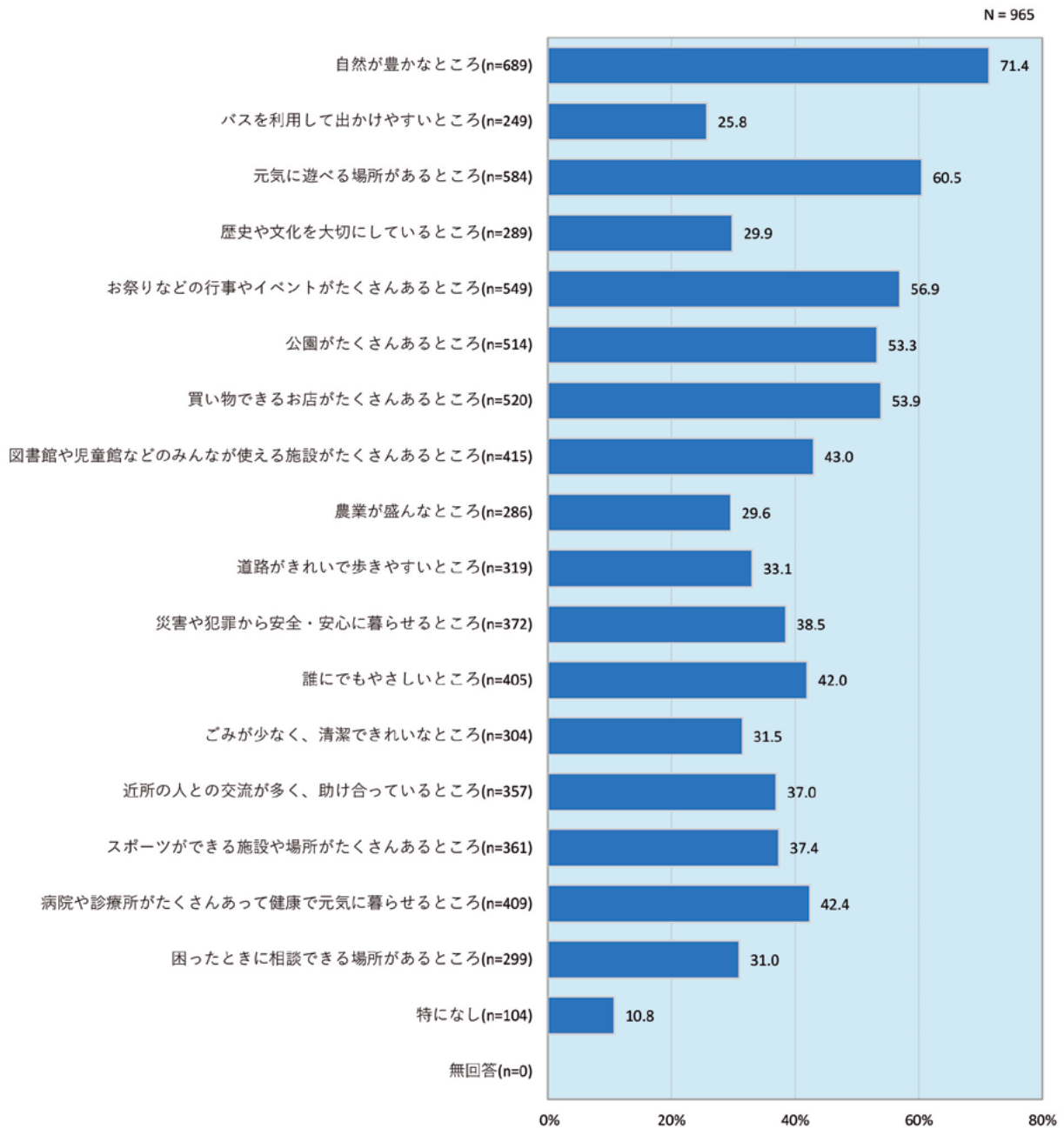


図4-8 子ども意見の聴取における「武蔵村山市の好きな点」についての回答結果

- 武蔵村山市の改善してほしい点は、「特になし」、「ごみが多く、きれいでないところ」、「道路がきれいでなく、歩きやすくないところ」の順で回答が多く挙がりました。（複数回答形式）

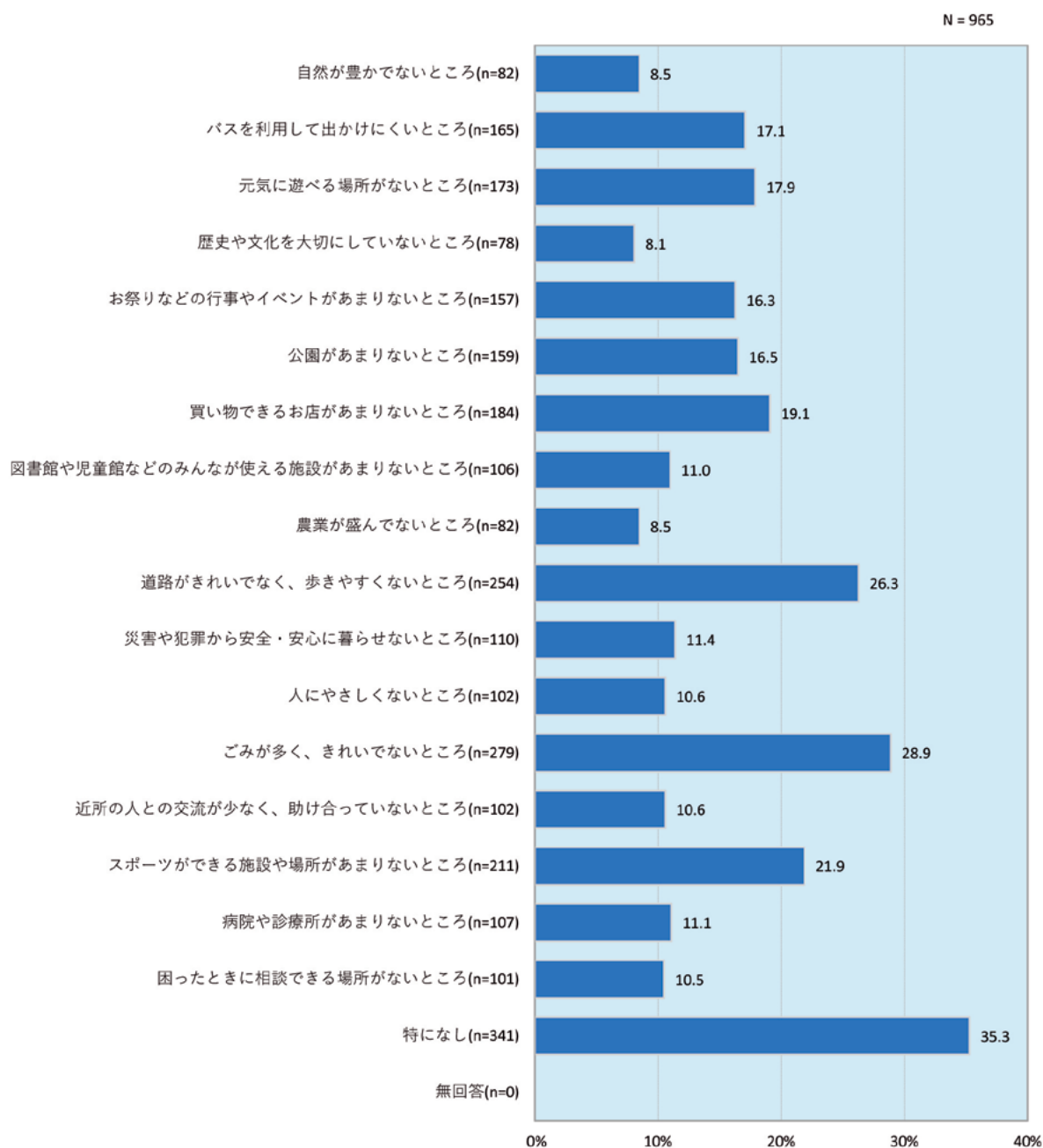


図4-9 子ども意見の聴取における「武蔵村山市の改善してほしい点」についての回答結果

## 市民ワークショップ

- 武蔵村山市の課題として、「子ども、子育てへの支援の不足」が多く挙げられました。理想の未来は、「子どもや子育て世代が安心・安全に生活できるまち」とした上で、課題と理想の未来のギャップを埋める施策としては、「市民による子どもの見守り・学習支援」や「土日や休日問わず利用できる託児所設立」、「学童クラブ等、子どもが家以外に帰れる場所の創出・充実」等が挙げられました。

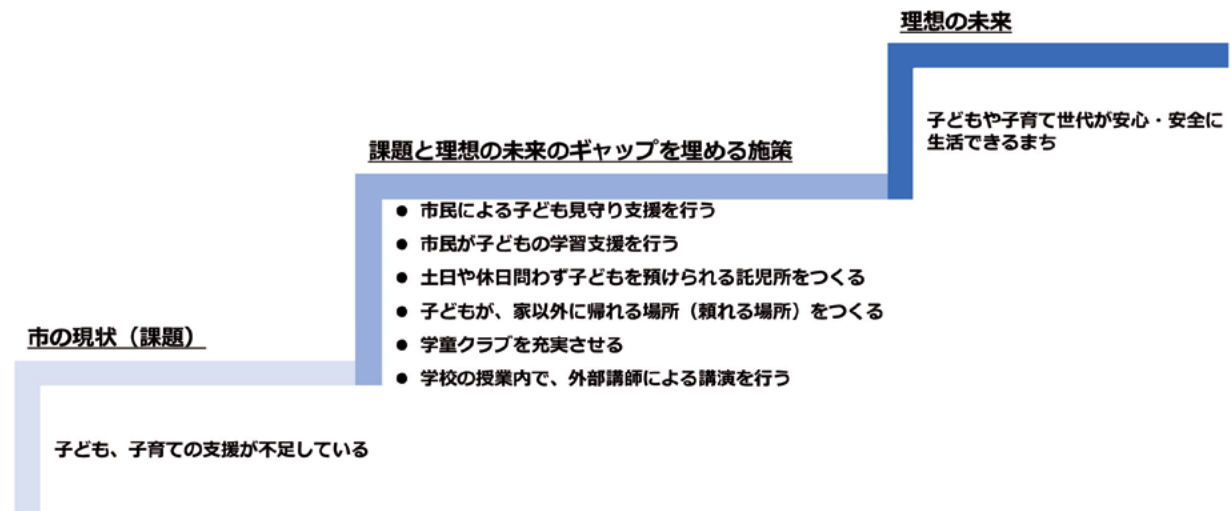


図4-10 「子ども、子育てへの支援の不足」に対応する施策について

- 武蔵村山市の課題として、「市民の防犯・防災意識の低さ」も多く挙げられました。理想の未来は、「安心・安全なまち」とした上で、課題と理想の未来のギャップを埋める施策としては、「防犯カメラや非常電話の増設」や「警察によるパトロールの強化」、「防災訓練の定期的な開催」等が挙げられました。

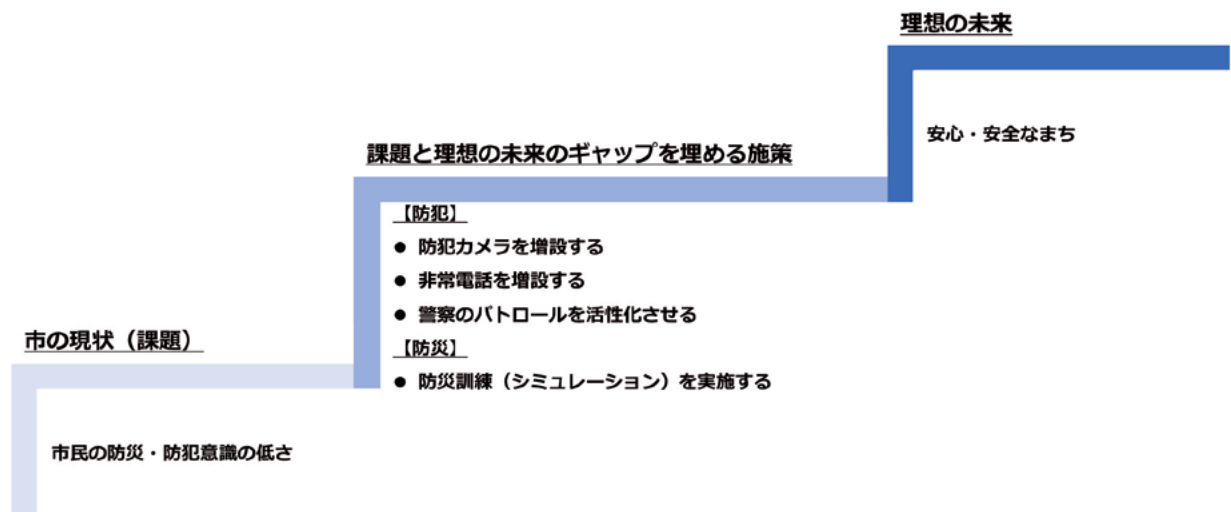


図4-11 「市民の防犯・防災意識の低さ」に対応する施策について